



いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2022
5.30
no.171

Report

「こども家庭庁」「こども基本法」をめぐる国会審議、始まる
～あらゆる分野での子どもの権利条約の浸透・定着に向けて～

ARC代表・子どもの人権連代表委員
平野 裕二

1

第21回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

- ① 第13回九州外国ルーツの生徒交流会 in 熊本 実施報告書
外国からきた子ども支援ネットくまもと 7
- ② 人権を語り合う中学生交流集会 '20
人権を語り合う中学生交流集会 運営委員会 11
- ③ 子ども編集部でLINE通話をしたよ!
子ども情報研究センター『はらっぱ』子ども編集部 19
- ④ 第21回子どもの権利条約具体化のための実践報告
加賀おやこ劇場 25
- ⑤ 2020年度トランスジェンダー生徒交流会報告
トランスジェンダー生徒交流会 30

World trends

Document 子どもの権利をめぐる国際動向 (2021.12～2022.3)

ARC代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二 35



「こども家庭庁」「こども基本法」をめぐる 国会審議、始まる

～あらゆる分野での子どもの権利条約の浸透・定着に向けて～

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二

現在開会中の第208回国会(2022年1月17日～6月15日)に「こども家庭庁設置法案」(内閣提出)と「こども基本法案」(与党提出)が提出され、4月19日に衆議院で審議が始まった。日本は国連・子どもの権利委員会から「子どもの権利に関する包括的な法律」の採択や適切な総合的調整機関の設置を繰り返し勧告されてきており、これらの法案が可決されれば、委員会の勧告に(十分ではないにせよ、ある程度)応えたと評価しうる。「子どもの権利」の視点を基本に据えた施策の展開に向けて、子どもの権利条約の批准(1994年)から28年を経てようやく一歩が踏み出されようとしているとも言えよう。

以下、2つの法案の意義と残された課題について概観する。なお、今国会には立憲民主党から「子ども総合基本法案」(子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案)、日本維新の会から「子ども育成基本法案」も提出されており、あわせて審議されることになるが、いずれにしても上記2つの法案が審議のベースになると思われるため、本稿では主に両法案に焦点を当てることにしたい。

こども基本法案

与党が提出した「こども基本法案」では、法律の目的について次のように述べられている。

「この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする」(1条)

子どもの権利条約の精神にのっとった総合的な子ども施策の推進を宣言している点、そして子どもの「権利の擁護が図られ」る社会の実現を目指すとしている点は、法案の趣旨からして当然のこととはいえ、やはり重要である。

子どもが「将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」が目指されていることにも注目したい。この点について、2021年11月末に発表された「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」では次のように述べられていた(p.2)。

「……(新型コロナ禍の影響が長期化することなどによって)それぞれのこどもにとって、自らの意欲・能力が十分に活かせず、生きづらく、幸福(well-being)が感じられない状況

になりかねない。我が国のこどもが、38か国中、身体的健康は1位だが、精神的幸福度は37位となっているユニセフの調査もある。

(中略)

今こそ、こども政策を強力に推進することによって、少子化を食い止めるとともに、一人ひとりのこどもの well-being を高めることによって、社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点であるといえる」

子どもの幸福（ウェルビーイング）をどのように保障・促進していくかについては国際的にも関心が高まっており、少なからぬ国で子ども施策の中心に位置づけられている。大人から見た望ましい子ども像を押しつけるのではなく、子ども1人ひとりの幸福（ウェルビーイング）という視点に立脚することは、子ども施策の大きな転換につながる可能性があるのではないか。

さらに、「こども基本法案」では基本理念として次の6つが掲げられている（3条）。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神の通り教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

1号～4号は子どもの権利条約の4つの一般原則（差別の禁止／子どもの最善の利益／生命・生存・発達／子どもの意見の尊重）をおおむね反映したものと考えられ、これも評価することができよう。

このほか、子ども施策の策定・実施・評価にあたり、「当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」義務が明記されたこと（11条）にも意義があると考えられる。子どもの権利条約の周知度が依然として十分ではないことに鑑み、こども基本法および子どもの権利条約の周知について定められたこと（15条）も——本来であれば条約42条（条約広報義務）に基づいて積極的な取り組みを進めてこなければならなかったとはいえ——重要である。

なお、法案では「こども」が「心身の発達の過程にある者」と定義されている（2条1項）。人間は生涯にわたって発達し続ける存在であることを考えれば、法的定義として厳密さを欠くのではないかも

思われるが、特定の年齢（たとえば18歳）で区切らないことにより、成人になった若者に対しても柔軟に切れ目のない支援を行なうという方向性を打ち出したことは評価できよう。

他方、「こども施策」については、「次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策」と定義されている（2条2項）。「次に掲げる施策」とは以下の3項目である。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

ここでは子どもの権利擁護について具体的に言及されておらず、従来の施策の域を出ていないように思われる。また、「子育てに伴う喜びを実感できる社会」という文言は基本理念（3条6号）でも用いられているが、このように特定の感情を押しつけるようなことは政策目標として適切とは思えない。

これでは、法律に基づいて策定される予定の「こども大綱」および「都道府県こども計画」も、子どもの権利の視点を十分に踏まえたものにならないのではないかと懸念が残る。子どもの権利条約を踏まえて子どもの権利擁護を図っていくことがこの法律の主たる目的であることを明確にする必要がある。

こども家庭庁設置法案

続いて「こども家庭庁設置法案」について簡単に検討する。「こども家庭庁」の任務は、法案によれば次のとおりである（3条1項）。

「こども家庭庁は、心身の発達の過程にある者（以下「こども」という。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする」

所掌事項として「こどもの権利利益の擁護に関する事務」が明記されている点、「こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること」が「基本」に位置づけられている点は、重要である。内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室はすでに、こども・若者と野田大臣との意見交換会（2022年1月12日）を開催したり、「こども家庭庁」設置構想に関する子ども向け資料を作成したりといった意欲的取り組みを進めている。

他方、この法案では子どもの権利条約には言及されていない。同庁の活動は「こども基本法」などの関連法令を踏まえて行なわれることになるとはいえ、やはり、条約の精神にのっとって活動することを法律に明記することが望ましい。少なくともそのことを国会審議の過程で確認する必要がある。

また、同庁の所掌事務のひとつに「所掌事務に係る国際協力に関すること」（4条25号）が挙げられているが、この点につき、法案のもととなった「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）には次のように書かれている。

「外務省と連携し、児童の権利に関する条約に基づく児童の権利委員会への対応など、児童

の権利に関する条約に関する取組を主体的に進める。子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップの活動の一環として策定された子どもに対する暴力撲滅行動計画（令和3年8月）についても取り組む。これらを通じて、こどもに関する国際合意等を国内施策に適切に反映していくとともに、国際的な取組に貢献していく」

国連・子どもの権利委員会への対応にも触れているが、日本の報告書審査への対応に留まらず、委員会の一般的意見の日本語訳を作成して積極的に周知していくといった取り組みも望みたいところである（内閣府男女共同参画局は国連・女性差別撤廃委員会の一時的勧告を日本語訳して公開している）。この点については、子ども施策の検討にあたって委員会の見解を考慮するよう政府に求めている諸国の立法例——ウェールズ（英国）の「子どもおよび若者の権利（ウェールズ）法」（2011年）、台湾の「子どもの権利条約実施法」（2014年）、スコットランド（英国）の「国連・子どもの権利条約（編入）（スコットランド）法案」（2021年）など——も参考になろう（筆者のホームページ <https://w.atwiki.jp/childrights/> 参照）。

なお、「こども家庭庁」の所掌事務には、子どもの虐待の防止に関すること（4条16号）、いじめの防止等に関する相談体制その他の地域的体制の整備（同17号）も含まれている。これに加えて「前二号に掲げるもののほか、こどもの権利利益の擁護に関すること（他省の所掌に属するものを除く）」が挙げられているのだが（4条18号）、カッコ書きされた「他省の所掌に属するものを除く」の趣旨が明確ではないのは気になるところである。

法案作成をめぐる議論の過程で、教育については引き続き文部科学省が所掌することになったものの、いじめについては、文部科学省が効果的な対応をとってきたとは言いがたいこともあり、「こども家庭庁」もその防止等に関与することとされた。しかし学校で起きている人権侵害はいじめだけではなく、そのような問題にも同庁が積極的に関わっていく必要がある。「他省の所掌に属するものを除く」という文言が、いじめ以外の人権侵害は「こども家庭庁」の管轄外になるということの意味するのであれば、重大な問題である。

「こどもの権利利益の擁護」は「こども家庭庁」のもっとも重要な任務のひとつであって、すべての省庁がこれに協力しなければならない。学校教育は、子どもの権利の視点に立った対応がもっとも立ち遅れている分野のひとつであり、そこに積極的に関与していくことができなければ「こども家庭庁」設置の意義は相当に減ずることになる。

「生徒指導提要」改訂試案と児童福祉法改正案

学校教育との関連では、「こども家庭庁」や「こども基本法案」とは別に検討が進められてきた問題ではあるが、3月末に公開された「生徒指導提要」改訂試案も重要である。そこでは、「生徒指導の取り組み上の留意点」（1.5）の筆頭に「児童の権利の理解」が挙げられ、次のように述べられている（pp.27-28）。

「本条約〔国連・子どもの権利条約〕の発効を契機として、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています」

「生徒指導を実践する上で、児童の権利に関する条約の4つの原則を理解しておくことが大切です。第一に、児童生徒に対するいかなる差別もしない、第二に、児童生徒にとって最も

よいことを第一に考えること、第三に、児童生徒の命や生存、発達が保証されること、第四に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利をもっていること」

「安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本であり、同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域にとって必須だといえます」

生徒指導においては子どもの権利条約を基盤とすることを明記すべきである旨の提言は、日教組が2月16日付で提出した意見書をはじめ、多くの団体から指摘されていたところである。今回、このような形で条約およびその4つの一般原則に明示的言及がなされ、条約についての理解が「教職員、児童生徒、保護者、地域にとって必須」なものとして位置づけられたことは、遅きに失したとはいえ、大きな意義がある。

近年あらためて問題になっている不合理な校則についても、「校則の運用・見直し」(3.6.1、pp.75-77)に関する記述が詳しくなり、

「校則の意義を適切に説明できないようなものについては、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行う必要があります」(p.76)

と強調されるなど、改善が見られる。次のように、校則見直しに子どもが参加することの意義にも触れられている。もっとも、校則や生徒指導のあり方について意見を聴かれ、その意見を正當に重視されることは子どもの権利条約で保障された権利であり、その点が明示されていないのは依然として課題である。

「校則の見直しの過程に児童生徒自身が関与することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加することは、学校のルールを無批判的に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります」(p.77)

同様に、「懲戒と体罰」(3.6.2、pp.77-79)に関する記述が現行「提要」(pp.207-208)よりもかなり詳しくなっている。とくに、体罰以外の「不適切な指導(言動)等」について次のような記述が加えられたことは重要である。

「なお、たとえ身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為でなくても、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感の高まり、自信や意欲の喪失など児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねません。教職員にとっては、日常的な声掛けや指導であっても、児童生徒や個々の状況によって受け止めが異なり、圧力と感ずる場合もあります。加えて、教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあり、体罰だけでなく、不適切な言動等も許されないことに留意する必要があります。また、わいせつ行為については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」第3条において、児童生徒性暴力等の禁止が明記されています」(p.79)

ただし、何が「不適切な指導(言動)等」に該当しうるかについては、改訂試案では十分な説明がない。また、現行「生徒指導提要」(p.207)では懲戒の際に「適正な手続きを経るように努める必要」があると指摘されているが、改訂試案ではこの点に関わる記述が削除されてしまっている。

本来、懲戒等の際に適正手続きを保障されることは、子どもの基本的権利として位置づけられるべきである。この点については、生徒指導や懲戒の際に意見表明のための支援を受ける権利を含め、今後、通知

等の形で明確にしていく必要がある。

この点、やはり今国会に提出されている児童福祉法改正案（内閣提出）では、一時保護や施設措置などに関わって子どもの意見・意向を勘案するために意見聴取その他の措置をとることが、都道府県知事または児童相談所長に対して義務づけられている（33条の3の3）。また、日本でも導入の必要が議論されてきた「子どもアドボケイト」などを念頭に置き、「意見表明等支援事業」に関する規定も置かれている（33条の6の2、34条の7の2～4など）。

このような意見表明等支援が必要とされているのは児童福祉分野だけではない。教育分野における子どもの意見表明等支援も推進していく必要がある。

先送りされた子どもオンブズパーソン／コミッショナーの設置

なお、子どもの権利が適切に守られているかを政府から独立した立場で監視し、必要に応じて勧告や提言を行う第三者機関（子どもオンブズパーソン／コミッショナー）については、公明党は設置に前向きな姿勢を示したものの、自民党の一部議員から強い反対があり、今回の「こども基本法案」には盛り込まれなかった。

一方、立憲民主党の「子ども総合基本法案」では、子どもの権利侵害が疑われる場合の調査や関係行政機関の長等に対する勧告の権限を持つ子どもの権利擁護委員会（「子どもコミッショナー」）を設置すること、都道府県・指定都市に「子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受けてその解決を図ること等を所掌事務とする合議制の機関」を設けることなどが提案されている。

国連・子どもの権利委員会は、一般的意見12号（意見を聴かれる子どもの権利、2009年）において、「子どもの権利に関する幅広い権限を有する子どもオンブズマンまたは子どもコミッショナーのような、独立の人権機関を設置すること」を条約締約国の「中核的義務」のひとつに位置づけており（パラ49）、このような機関の設置は避けて通ることのできない課題である。今国会で合意することはむずかしいかもしれないが、「こども基本法案」は附則2条で

「国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする」

と定めており、このような「仕組みの整備」の一環として、法律の施行後5年を待たず、前向きに検討していくことが求められる。

この点を含めてさまざまな課題は残るものの、「こども基本法」の制定と「こども家庭庁」の設置が重要な一歩であることは間違いないと考えられよう。子どもの権利を基盤とする子ども施策が可能になるよう、充実した国会審議を期待したい。



① 第13回 九州外国ルーツの生徒交流会 in 熊本 実施報告書

外国からきた子ども支援ネットくまもと

1 はじめに

2008年から開催している「九州外国ルーツの生徒交流会 in 熊本」(以下「生徒交流会」とする)は、今回で13回目の開催を迎えた。実行委員会は(NPO 法人外国から来た子ども支援ネットくまもと、共に歩み青春を語る会(菊陽町)、FSやつしろ 外国にルーツを持つ子どもたちの会、秀岳館高等学校により構成され、毎年多くの団体からの後援もいただいている。

本来であれば、この第13回生徒交流会は、2020年3月28・29日に実施する運びであったが、新型コロナウイルスの感染拡大による全国一斉休校の影響を受け、実施の延期を余儀なくされた。その結果、当初の実施予定から1年の期間を経た2021年3月28日、1日のみの日帰りという形ではあったがようやく実施することができた。久々に自分と同じ境遇にある友と出会うことができた子どもたちのはちきれんばかりの笑顔が、今も目に焼き付いて離れない。

2 当日スケジュール

- ①開会式
- ②アイスブレイクのゲーム
- ③班別交流会 [昼食]
- ④ダンス
- ⑤ルーツ別交流会
- ⑥閉会式

3 班別交流会・ルーツ別交流会で話し合ったこと

- ・学校生活について…勉強、部活、先生・クラスメイトとの人間関係、進路(受験)、校則
- ・日本語学習について…日本語指導について、勉強法の紹介、地域日本語教室の紹介
公立高校入試における特別措置について
- ・家族関係について…両親との不仲、日本の家族と母国の家族の関係に対する悩み
- ・母国と日本の違いについて…文化、社会・政治、生活インフラ
- ・将来の夢について…自分の夢の紹介、夢ができないことに対する悩み

以上の活動について、高校生を中心に組織する「生徒実行委員会」の子どもたちが主体となり、積極的に会を盛り上げることができていた。初めて参加した子どもたちも、「自分の思いが話せてよかった」「先輩のアドバイスが聞けて良かった」と満足そうな表情を浮かべていた姿が印象的だった。

4 参加者の感想 ＊原文ママ

【外国にルーツを持つ生徒の感想】

・私は交流会で、思ったことは、みんなが、私みたいに、いろんな困ったことや、なやみなどがあるって、私だけじゃないんだなあ～って思っていました。私は、はじめてここに来た時に、あんまり他の人と話せなくて、でも友達がいる、分からないことがあったり、いつも友達が教えてくれて、うれしかったことです。そして、いつも楽しくみんなと、別々の班で、話し合っ、一緒にゲームをしたり、お昼ごはんを食べてたり、ダンスで、楽しくおどったりして、楽しかったと思いました。後は、みんなと、ちがう国と一緒に楽しく話したり、笑ったりしていました。そして、みんなと、学校のなやみなどや、日本で、いやなことを話して、私も日本にいろんななやみやいろんな、学校で、いやな思いとかをしていて、いろんな友達となかなかつらくなくて、いたけれど、今は、楽しく友達と仲よくして、友達と遊んだりして、本当によかったな～って思いました。初めて、いろんなフィリピン人の人と仲よくをしていて、私は、安心してました。前は、日本に来た時に、めっちゃいやで、不安やなやみなど多くて、とても日本はきらいだった。でも今はすごく楽しくて、日本語も分かるようになって、私はなやみや不安などが少し減って、よかったな～って思いました。

(中1・フィリピンルーツの生徒)

・今日この交流会にきていろんな国からきた中学校とか高校大学からきたせんぱいたちからいろんなアドバイスもらったり、自分のなやみやかもきいてもらってそういうことをどうすればいいかも教えてもらったので中学校に入るその不安感が少しなくなりました。いろんな国からきて言葉もちがうからそういうところでもたくさん苦労してんだなと思いました。私も日本語がわからないときはあまり人とも話したりしなかったし不安であまり授業とかに興味を持なかったけど今はみんなと同じ授業して日本語もたくさん話せるようになって友達も増えて毎日学校いくのがたのしくなりました。今はせんぱいたちからももらったアドバイスで中学校でいかしてべんきょうや人間関係を大切にしていきたいです。中学校や高校のべんきょうはむずかしくなるけどまたこのこうりゅう会にさんかしてそのときのなやみやわからないところをかいけつしたいです。今日この交流会に参加して楽しかったです。

(中1・スリランカルーツの生徒)

・今回生徒交流会に参加するのは初めてになります。僕は“実行委員にならない？”と誘われて、実行委員になることにしました。最初のゲームでは無言で絵をかくて次の人に見せるというものでした。なかなか相手に伝わるように書くのは難しかったが、いろんな国の人々と仲を深められたのではないかなあと思います。昼食ではコロナウイルス感染防止のため、無言で食べてました。班別交流会とルーツ別交流会ではリーダーとして活動を進めました。日本に来て大変だったこと、受験のこと、友人関係のこと、そして将来の夢について話しました。いろんな話を聞いて、アドバイスもできたので本当に良かったです。交流会に参加して、たくさんの国の文化、生活などについても知ることが

できました。この機会を通してリーダーシップや経験値を高めることができたと思いました。これからも「GIVE & TAKE、TAKE & GIVE」の気持ちでこのような活動に参加していきたいと思いました。

(高2・シンガポールルーツの生徒)

-
- ・今日が2回目の参加で初めての実行委員としての参加でした。やっぱりまだみんなの前で発言するのは難しいなと思いました。コロナの影響で去年は中止になり、今年は1日だけということでもみんなで話す時間は減りましたが、色々な国の子たちのことや学校のことについていっぱい知ることができてよかったですと思います。2年前は日本語で会話することができなかったのも、通訳をしてもらいましたが、もう通訳なしでも大丈夫なので2年間とても成長したなと思いました。今日、みんなと話したことについてもっと調べていきたいです。他の文化を知ることで自分の視野もきっと広がるだろうと思いました。1日とても楽しかったです。来年も実行委員として参加したいです。1年後には今の自分よりもっと話し合いのときにうまく進められるようになりたいです。ありがとうございました！！

(高2・韓国ルーツの生徒)

【サポーターの感想】

- ・今回の交流会を通して、なかなか外国の言葉をしゃべる人との関りがあまりなかったので、英語や中国語を聞いて言葉の壁を少し感じたんですが、それ以上に気軽にはなしかけてくれたりしたので、とてもうれしかったです。また、班別交流会、ルーツ別交流会を通して、日本でのプール関係の授業であったり、弁当という文化がなかったり、学校での友達関係であったり、日本人では知れないことがたくさん知れた日でした。やはり、文化のちがいや環境の違い、人柄など全く違うから、友達をつくるのにもひと苦労するのかなと思いました。また、高校受験、大学受験をする際にも言葉の壁がまだまだあるんだなあと思いました。今後はこの日体験したことを生活であったり、就活にも役立てていきたいと思います。今日はありがとうございました。

(大学生サポーター)

-
- ・今日はグループの交流でも、いろいろなルーツの国が集まったグループに入りました。外国生まれの人も日本生まれの人もいて、司会グループもたいへんだったことと思います。でも、日頃あまりできない自分の苦労話も、同じ体験をしている人たちの前で口に出し、お互いにながき合っている様子を見ると、この交流会は本当に大切な会だということを感じました。生徒さんたちがリーダーとして主体的に動くようにするためには、それなりの時間と話し合いなどが必要だったことと思います。この1日のために準備していただき、ありがとうございました。私が一緒に来た子どもが「今日は楽しかった。フィリピン人の友だちがたくさんできた」と喜んでくれました。日頃学校にたった一人の外国人で、まだ日本語も十分じゃないので、孤立する場合もあったのですが、今日は母国語で、自由に話して、楽しそうにしているのを見て、私もうれしかったです。

(当 NPO 日本語指導員)

5 おわりに

1年のブランクを経てようやく実施が叶った生徒交流会。その意義は、あるOGが帰り際に呟いた「いつ参加しても、新たな発見があります」という一言に凝縮されているように思う。子どもたちも、支援者である大人も、いつ参加しても、常に新たな発見があり、学びの場になる。常に新しい子どもたちの思いに触れることができる。それがこの生徒交流会である。第14回の生徒交流会には、ぜひ今回以上に多くの子どもたちに、そして支援者に参加してほしい。子どもたちの思いに触れ、より多くのことを学ぶ会になってほしい。

【当日の様子】

みんなで楽しくダンス！



真剣な表情で話し合い



自分の夢を発表しました



みんなで記念写真！





② 人権を語り合う中学生交流集会‘20

人権を語り合う中学生交流集会 運営委員会

1 目的

中学生が学校の枠を越えて、人権をテーマに集い、学び、交流することを通して、自己の表現力やリーダーとしての能力を高めるなかで、中学生自身が本集会を企画・運営するとともに、各校においても人権活動のリーダーとなることを目的とする。

2 これまでの経緯

本集会は、1996年に当時の学習会（同和対象地区学習会）に参加する生徒たちが、自分たちだけの活動ではなく、広く他の学習会に参加する生徒たちと同和問題について話し合いたいという思いから、近隣の中学校4校での語り合いの学習からスタートした。年々参加校も増え、徳島県外からも本集会に参加するようになり、2016年からは県外からの参加者数が県内より多くなった。2020年度で25回目の集会となった。

3 交流集会運営について

① 運営委員会

徳島県内参加校の人権教育主事を中心に、本集会の趣旨に賛同していただいている教員によって運営委員会を開き、日程・予算等話し合っている。本大会に向けてのスケジュールで、各中学校の行事や参加を希望している生徒個々の日程に合わせることは困難であるが、できるだけ多くの生徒・教職員が参加できるように調整し、事務局を中心として実行委員会の案内を行っている。2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の中、緊急事態宣言が4月に発令され、生徒を集めることさえできない状況の中、分散登校の機会を利用し、キャッチフレーズの募集を行うなど6月まで集まれないことを前提にして、各学校でできることを周知し、生徒主体で活動していくこととした。

② 実行委員会

第1回の実行委員会は、運営委員会（教職員）主導で本集会の趣旨、日程を説明し、本集会の実行委員長（生徒）を募集する。第2回実行委員会では、実行委員長候補が本年の集会所をどのようにしていきたいのか自らの考えを述べた後、実行委員長、役員を選出を行う。第2回以降は、実行委員長が中心となって会の運営を行い、本大会のキャッチフレーズやポスター原画の選出を行ったり、人権をテーマにした意見（作文）発表の後、意見交換や思いを語り合った

りする。2020年度の実行委員会は次のような内容であった。

○第1回実行委員会

- 日時 8月1日(土) 13:30~16:00
場所 鳴門市人権福祉センター 3階大会議室
参加者 7団体 36人(生徒27人、教員等9人)
内容
- ・キャッチフレーズの投票結果(応募総数33点)
 - ・実行委員長・副委員長の選出、挨拶
 - ・ポスター原画の選定
 - ・語り合い(中学生の作文発表を受けて)
 - ・本大会の日程(案)・役割分担(案)について
 - ・これからのとりくみについて(本大会での役割)

○第2回実行委員会

- 日時 9月19日(土) 13:30~16:00
場所 鳴門市人権福祉センター 3階大会議室
参加者 7団体 33人(生徒23人、教員等10人)
内容
- ・自己紹介
 - ・本大会の進行マニュアルについて確認
 - ・これまでの「人権を語り合う中学生交流集会」について
 - ・本大会で話し合いたいことについて語り合う
 - ・これからのとりくみについて(本大会での役割)

○リハーサル

- 日時 10月17日(土) 13:30~16:00
場所 鳴門市人権福祉センター 3階大会議室
参加者 8団体 42人(生徒31人、教員等11人)
内容
- ・自己紹介
 - ・会場準備
 - ・本大会に向けたリハーサル
 - ・本大会で話し合いたいことについて最後の語り合い
 - ・これからのとりくみについて

③交流会

本大会前日、リハーサル後に県外生参加の交流会を毎年行ってきたが、2020年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため県外からの参加者を見送る形となった。例年、鳥取県、福井県からの参加者が前日の交流会にも参加していたが、開催時期を延期し、少人数で、県内参加者のみの本大会となってしまった。

④本大会

本大会は、10月18日(日)午後からの開催で行った。徳島県内8校(教員だけの参加も含む)、中学生36人、教員等17人の53人の参加があった。2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、喚起の徹底、周囲との距離をとる、手指消毒、検温、健康観察票の提出などこれまでと違ったとりくみの必要があるなか、本大会を無事に開催することができ、その後の経過観察でも体調不良についても報告を受けていない。



⑤本大会 全体会Ⅰ・Ⅱ

2020年度は、時間短縮と講師を外部からお呼びできないこともあり、午後からの開催とし、2部形式で生徒の意見発表を軸に語り合いを進めていった。全体会Ⅰ・Ⅱ合わせて4本の意見発表を行った。Ⅰでは新型コロナウイルス感染症による差別について、整形について、Ⅱでは外国人に対する偏見と差別について、臓器提供についての発表があった。発表者の思いを受けて、参加者から次々と意見や共感の言葉が出された。Ⅰでは、県内で起こっていた県外ナンバーの車に対する嫌がらせについての発言を受けて、正しく知ることの大切さと後先を考えず行動していく意識について等の意見や発言があった。また、韓国では就職のために整形することや化粧によって別人になることが話題となり、整形についての議論もあった。Ⅱでは、臓器提供について家族に話をできるかが話題となり、活発な議論となった。



⑥報告書作成

本大会の内容を報告書にまとめ、参加者全員に配布することを目的としている。文章中の表現にはできるだけ手を加えず、誤字・脱字の修正、文章表現の曖昧さの訂正にとどめ、本大会に参加した臨場感が伝わるように作成している。2020年度は、本大会開催の延期に伴い、製本に時間がかかり、年度末に届けることになった。

4 2020年度 生徒感想(抜粋)

中学校 3年

集会に参加して、本当によかったなあと思います。なぜなら、人権について深く学べることができたし、他の中学生の人達と人権について話し合いをする事ができたからです。今まで人権について深く学ぶ事がなかったので、人権の作文、みんなの感想・意見を聞けて、人権のことをいっぱい知れました。何より他の中学生の人達がとても優しく、その場に居て、心もあった



かくなりました。

本大会の作文を聞いて、自分も「あっ、こんな体験あるなあ」とか、作文を聞いた後のみんなの感想で、「あ、共感する!」と思ったことがありました。感想は勇気が出なくて言えなかったけど、他の人の意見や体験話を聞いて、色々な考えの人がいるんだと改めて感じさせられました。

中学生のみんながあたたかい雰囲気を作っていて、ステキだなと思いました。行けてよかったです。

中学校 3年

私は19年に初めて参加して、今年は2回目でした。前とちがって役割を担当したりしてちょっと成長できた気がしました。

今年の人権集会は、コロナウイルスのため少ない人数で行われたけどできてよかったです。同じ中学校の人たちと色々な意見を言い合えてこんな考えするなんてすてきな~と思ったり、人前で話すのがにがっていている子が意見を何回も言っている姿を見てすごいなって思ったり、本当にこの集会に参加できてとても良かったです。

もし、この集会に参加していなかったらこんなに人権について考えることはないと思うし、日常でも「?」とか「えっ」って思ったりすることはなくて他人の意見にすぐ流される人になっていたと思います。なので本当にこの集会で自分も成長できたし、いろんな人と交流できたし、さいっこうでありがとうって感じです。

中学校 3年

私は、中学2年生からの2年間、人権集会に参加させてもらいました。最初はすごく暗くて堅苦しいイメージをもっていましたが、実際に行ってみると、とても明るくて、学校の教室にいる感じでした。学校で人権学習するのはちょっと違って、みんなが次々と意見を発表したり、もっと深く考えていて、中には自分と同じ考えや反対の意見、別の見方の考えがあり、あらためて人権学習に答えなんてないんだと感じました。他の人の意見を聞くだけでも自分の考え方に新しいものが加わって人権って難しいんだけど楽しいなと思うようになりました。意見交換をするだけではなく、他の子たちとの交流も深められて、参加してほんとはよかったです。人権集会に参加してとくに心に残っているのが「人権は徳島ラーメンだと思う」という考えです。土台が器だとしたらその上にするトッピングは私たちでつくっていくというところにすごく共感しました。私もみんなと一緒においしいトッピングをつくっていきたいと思いました。これからもっと人権について考え、正しい知識をもち、広めていこうと思います。

中学校 2年

私は2年生のときから、この人権集会に参加していました。初めは、まだ人権集会というものがどういうものなのかも分からなかったし、不安な気持ちでいっぱいでした。でも、実際に行ってみると自分が思っていたような場所ではなく、みんな優しく明るい雰囲気でした。2年生の頃は自分の意見を言うことが出来なかったけど、今回は積極的に発言できたのではないかなと思います。他の学校の子の意見を聞いて、新しいことを発見できたし、1つの人権問題に対して自分の中で深く考えることができました。今回はコロナウイルス

の影響もあり、人数が少ない中での開催でしたが本大会では一人ひとりが自分の意見をしっかりと発表し、また全員がその発表をとて真剣に聞いていて、すごくいいなあと思いました。私が発表しているときにも、みんなが私の方を向いて傾きながら聞いてくれていたので、発表がしやすかったです。こういう意見を言いやすい環境をみんなが無意識にでも作ってくれていたからこそ、みんなが良かった！とやりがいを感じるような、すばらしい会を作れたのではないかと思います。この集会や仲間たちと出会えて本当に良かったです。先生！2年生のとき人権集会に誘ってくれて、ありがとうございました！！

中学校 3年

「人権」、そう聞くと、重いイメージをもつ人が多いと思う。でも、私はそう思ってほしくない。1回この会に参加してみると、「人権」に対するイメージが変わる。

本大会での討議ではたくさんの意見が出た。そこでさまざまな考え方を知ることができた。その中でも「コロナ」対策についてのごとで心に残ったものがある。それは県外ナンバーの車を見つけたときに非難するのではなく、疑問をもつことで差別につながらないということだ。私はその意見を聞いたときハツとした。この会に来てこのことを知れて良かったと思った。また、自分の意見を言うことができた。とても緊張したけれど、みんなが真剣に聞いてくれて話しやすくなった。私の意見がみんなの心の中に伝わっていくようで嬉しかった。

先生が言ってくれたように、最初は友達をつくるために参加しても良いと思う。とても仲の良い友達が私もできた。この会に参加したことをみんなに伝えること。そして、その中で出た意見についてみんなで考えること。それが、これからの私たちのすることだと思う。いろいろな意見を知ること、私の心はより豊かになっただろう。私はこの会に参加した短期間で、ものすごく成長したと思う。この会に出会えて本当に良かった！！

中学校 3年

私は今年初めてこの交流会に参加しました。きっかけは友達に誘われて。でも、私の中では、こういう人権学習って頭のいい子というか、たくさん知識をもっているようなイメージをしていました。でも、実際に行ってみたら、すごく場が明るくて、思っていたのと全然違いました。意見発表のときも、全員が発表していて、発表が苦手な私もつい気づいたら手を挙げていました。人の意見を聞いて学べることもあり、逆に自分の意見と真逆でも、こういう見方ができるのだと教えてくれることもありました。人権の問題について、考えれば考えるほど難しくなってしまうけど、授業の時でも一人ひとりがしっかり考えて、友達や誰かと共有し合うと、人権について関心もてるのではないかと思います。私は今年一回だけしか行けなかったことに後悔しています。あまり今まで人権について深く考えたりしなかったけど、この交流会で興味をもつことができました。また何か機会があれば行きたいし、今年はコロナウイルスで午後からしかなかく短かったので、落ち着いたらもっと長時間話し合いたいです。

中学校 3年

私はこの人権交流集会に友達から誘われて参加したのですが、今では本当に良い経験になったと思っていて、人生が少し変わったのかもしれないと思ったりです。正直に言

えば、学校での人権学習は、あまり突っ込んだ話ができず、毎年同じような話し合いで、退屈に思っていました。しかし、今回の集会は、未だかつてないほどの充実感があり、全員が真剣に人権と向き合っていて、自分が追い求めていたものに出会えて、とても嬉しかったです。学校では内気で、グループ活動でも自分の意見が言えずにいました。でも、こんなにもいい機会なのに、ここでも内気な自分ではいけないと思い、震えながらも発表することができました。思い切って発表することで、自分の意見を伝えることの大切さ、自分の意見を真剣に聞いてくれる仲間がいることの喜びを知ることができました。今回過ごした時間は、私にとってかけがえのない時間となりました。

中学校 1年

初めて参加しましたが、いろんな学校のいろんな考えをもった人の意見を聞くことができ、とても勉強になりました。

たくさんの意見が飛び交いましたが、私が特に興味深かったのは、新型コロナウイルスについての「人もウイルスもだれも何も悪くないから、非難するのは違う」という考えです。初めは理解できないでいましたが、「ウイルスも繁殖したいから」と聞いて納得しました。

今、恐らく一番身近な「新型コロナウイルス」についてさまざまな意見を聞き、また違った見方ができたのが、個人的には嬉しかったです。それによって得たものを友人やクラスの人に伝え、生活に生かしていかなければと思いました。

中学校 3年

僕は、この人権集会に来てよかったと思います。最初の1年間は副委員長で参加しましたが、ちゃんと意見交換ができたことに驚きと楽しさを感じました。1回目は、他県の友達も来て、本大会でしっかりとした会ができておもしろかったです。2回目は新型コロナウイルスによって、1回目とはちがいがしっかりとした本大会はできませんでしたが、実行委員長になり、成長した1回目とはちがう意見を言えたかなと思います。伊丹君といっしょにすすめられることにうれしく思い、2回目では1回目の実行委員長をされた先輩のようにリーダー感をもちながら、みんなと同じ立場で意見を言えたかなと思います。まだ少しやりのこしたことがあります。みんなと話すことが自分の中では楽しい時間だったと思います。これからの人権集会では、もっと成長した意見を言えたらいいなと思います。

中学校 3年

今年で3回目となる中学生集会ですが、今回が一番印象に残りました。最後というのもあるのですが、作文発表を聞いたうえでの感想や考えたこと、自分のことなどが一番飛べた年だと思いました。特に臓器提供の話では、人それぞれに臓器提供に対する意見があり、自分も提供するし、身内に何かあったとき、提供に賛成する人もいれば、状況によって考えが変わる人や絶対に提供しないという人もいました。臓器提供の話はとても難しいです。提供すれば助かる人もいる、でもしたくない気持ちもあるから、親と話し合い、どうするかもっと考えていく必要があることに気づきました。僕は今年で最後の会になったけど、後輩には、僕や同志たちの意思を受け継いでもっともっと人権に対する意識や考えを深めていってほしいです。いろいろな人からたくさんの意見を聞いて、自分の考えを発表していってほしいです。最後に3年間本当にありがとうございました！来年は、一般で参加します。

中学校 2年

3年間、人権を語り合う中学生集会に参加してきましたが、今回の集会は特に印象深かったです。「コロナ」禍の中で規模を縮小しての開催ということになり、きちんと集会ができるのだろうかという不安の中で、無事に行うことができ良かった、というのも印象深さの一因だとは思いますが、それ以上に、意義のある話し合いができたという思いが強いです。意見を言う人が大体決まってしまう人ばかりが発表してしまう、他の人が手を挙げず話し合いが滞ってしまう...という場면을3年間の中で見てきましたが、今回はそういった場面がほとんどなく、会場全体でバランス良く、みんながスムーズに意見を出し合うことができ、良い雰囲気の中で積極的に自分の考えを深められたと思います。それは、規模縮小の中で人数が少ないため緊張しにくかったり、休憩時間で他校の人と交流ができ、発表しやすい雰囲気がつくられていたりして、今回の会ならではの良さが生かされたからではないかと思います。自分のことを話してくれる子もいて、そういったデリケートなことを言う「空気」が会場の中にできていたのではないのでしょうか。そういった「空気」をつくる、人の話に耳を傾けるという、今回の集会でみんなが自然とやっていた行為の中に、本当の人権の意義があるのだと思います。

また今回の話し合いでは、やはり「コロナ」差別が大きな問題として取り上げられました。他の人の話を聞く中で、どこか他人事のように感じていた「コロナ」差別が、自分のすぐ近くに潜んでいるという実感が湧いてきて、自分の目で見た、今の世の中の問題に気づくことができました。このように、他の人の意見から自分の考えが深まったり新しい発見があったりすることも、今回多かったので、本当に質の高い話し合いができたのだと思います。「コロナ」問題もそうですが、私が一番心に残っているのは、「人権の意識が低いんじゃないか、だから会の参加者も少ないんじゃないか」という発言に対する「会じゃなくても人権について考えられる」という意見です。何が大事なのかは人によって違うし、人権が大事なら会に参加しろというのも本末転倒です。言いたいことはわかるし共感もしましたが、「会じゃなくても人権について考えられる」という意見にすごく納得させられ、学んだことを生活に生かすことが一番大切だと感じました。話し合いだけで満足してはいけないと言われた気がします。私は、人権を守るというのは、人も自分も苦しめないということだと思っています。どうしても好きになれない人がいるのなら、無理に理解しようとせず、ああこういう人なんだと、そっと距離をおくのも、人権を守ることだと思います。人のことを本当に理解するのはとても難しいので、理解できないなりに相手も自分も傷つかないように考え、行動することが大切というのが、この会を通して出した、人権に対する私の考えであり、今回の会で感じたことです。相手にも事情があるかもしれない、と一度立ち止まって考えることが、人権を守る第一歩なのではないのでしょうか。

5 終わりに

20年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のなか新年度が始まり、生徒を集会に参加させることができない状況でのスタートとなった。県内の参加者のみに限定し、19年も参加していた学校への周知のみとすることとなった。数年続けて参加をする生徒が増えてきた。実行委員長も19年度の参加経験がある者で構成ができてきた。他の未経験の実行委員長も不安があるなか、互いに励まし合いながら、実行委員会をスムーズに進めることができていた。実行委員会を重ねていくうちに、経験者は要所要所で引っ張り、他の実行委員長は慣れてくるにしたがって意見を言い、自分から動けるようになっていった。

これまでこの集会に参加してきた生徒たちが、徳島県教育委員会主催の「中・高生による人権交流集会」で、生徒部会の中心となって活躍してきた。人権活動に生き生きと取り組んでいる先輩の姿が、中学生にとってのよきモデルとなり、その中学生が次のモデルとなっていく、いいサイクルが生まれてきている。

20年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の徹底のため、日程を予定通り行うことができなかった。年度末になり、2021年度の開催を計画する時期が近づいてきた。昨年度同様に不安が多く残る中ではあるが、さまざまな人の思いが交差するこの会の重要性を考え、2021年度は第26回を盛大に行っていきたいと考えている。





③ 子ども編集部でLINE通話をしたよ!

子ども情報研究センター『はらっぱ』子ども編集部

参加者(さんかしゃ): しお、なぎ、つむぎ、ほのか

2020年4月11日

Q 休校中(きゅうこうちゅう)だけどみんなどうしてる?

A 公園(こうえん)に時々(ときどき)行(い)ったりしてる

家(いえ)のベランダに出(で)たりしてる

家(いえ)で時々ゲームしてる

風船(ふうせん)を使(つか)って箱(はこ)をつくったりしてる

Q いま「コロナ」でどんな気持(きも)ち?

A 「コロナ」が嫌(きら)い

「コロナ」かかるのが不安(ふあん)

喘息(ぜんそく)あるから、ちょっと怖(こわ)い

Q 周(まわ)りのおとなや子どもに伝(つた)えたいことは?

A おじいちゃんが入院(にゆういん)していて、

12日(にち)くらい家(いえ)に戻(もど)ってって言われた

「コロナ」広(ひろ)まってほしくない

少しでも症状(しょうじょう)がある人は検査(けんさ)を受(う)けてほしい

Q どんな権利(けんり)がおびやかされてると思(おも)う?

A 子ども六法の222条

「第1項 生命、体、自由、名誉、財産に害を与えると脅して何かすること」

子どもの権利条約26条

(もしお金がなくて困っていたら)仕事ない人にはお金を貸してあげてほしい

食べられない人もいたら

こんな時だから

31条(遊び)

外も遊べないし、遊べるところが減ってるもう少し遊べるところがあつたらいいな

Q 今年(ことし)みんなでやりたいこと

A 権利(けんり)条約(じょうやく)のポスターや、

今日話したことでポスターを作っているんなところに貼(は)る

富山(とやま)のフォーラムに行っているいろいろスタンプラリーしたらいいね
ポスターを配(くば)れたらいいね
足(た)らなくならないようにカード増(ふ)やそう
ポスターに書く内容(ないよう)は、見出し、字は大きめに

Q 習(なら)いごと、どうしてる？

A だいたい家でほとんど動画(どうが)を見てやってるピアノは行ってて、
塾(じゅく)は休(やす)み
習いごとにも休みになって行ってなかったり、休んでる

春(はる)休(やす)みに新(あた)らしいメンバーを迎(むか)えて集(あつ)まっている
いろいろおしゃべりしたよ！

参加者(さんかしゃ)：ここみん・ひらりん・れいみん

2020年3月

<みんなが好(す)きなアニメの話(はなし)>

男子(だんし)もファンがいるけどどちらかといえは女子(じょし)が多(おお)い。ク
ラスで話題(わだい)になる。

「鬼滅(きめつ)の刃(やいば)」が好(す)きすぎる～ 鬼滅(きめつ)好きな今回(こんかい)の
集(あ)まりに名前(なまえ)をつけてみた「鬼滅(きめつ)界(かい)」♪

<鬼滅(きめつ)の刃(やいば)って何(なに)? ストーリー紹介(しょうかい)>

時は大正、日本。炭(すす)を売る心優(こころやさ)しき少年(せうねん)・炭治郎(たんじろう)は、ある日鬼(おに)に家族(かぞ)を皆
殺(ころ)しにされてしまう。さらに唯一(ただひとり)生き残(のこ)った妹(いもうと)のねずこは鬼(おに)に変(へん)貌(ぼう)してしまっ
た。絶望(ぜつぼう)的な現(げん)実に打ち(うち)のめされる炭治郎(たんじろう)だったが、妹(いもうと)を人間(にんげん)に戻(かへ)し、家(い)族(ぞく)を殺(ころ)した鬼(おに)を
討(う)つため、「鬼狩(おにごり)り」の道(みち)を進(すす)む決意(けつぎ)をする。人(ひと)と鬼(おに)とが織(を)りなす哀(あは)れしき兄弟(けいどう)の物語(ものがたり)が、今(いま)、
始(はじ)まるー！(アニメ「鬼滅(きめつ)の刃(やいば)」公式サイトより)

アニメの第(だい)2期(き)で遊廓(ゆうかく)編(へん) (ゆうかくへん) やってほしい! 音柱(おとばしら)の宇髓(うずみ)天元(てんげん) (うずいてんげん)の名言(めいげん) (めいげん) がすごかった。あの「恥(は)じる
な、世(よ)の中(なか)生(い)きてるやつが勝(か)ちなんだよ」というところ。何回(なんかい)も見(み)たし!

あと自分(じぶん)が好きな名言(めいげん)の中(なか)で、刀鍛冶(たがや)の里(さと)編(へん) (かたなかじのさとへん)で無(む)一郎(いちろう) (むいちろう)の回(かい)想(そう) (かいそう)の中(なか)で、双(ふたご)子(ご) (ふたご)の兄(あに) (あに)有(あ)一郎(いちろう) (あいちろう)が言(い)った「無(む)一郎(いちろう)の無(む) (む)は、無(む)限(げん) (むげん)の無(む)なんだ」という
セリフ(せりふ)が1番(ばん)感(かん)動(どう) (かんどう)した!!

198話(わ)で伊(い)之(の)助(すけ) (いのすけ)が無(む)惨(ざん) (むざん)に言(い)った「返(かえ)せよ...手(て)も足(あし)も命(いのち)も全部(ぜんぶ)返(かへ)せよ!それができないなら18万(まん)回(かい)死(し)んで償(つぐな)え!」というセリフ(せりふ)がアニメで「死(し)んだ生(い)き物(もの)を埋(う)めて何(なん)の意味(いみ)がある!」って言ってた伊(い)之(の)助(すけ)に比(くら)べて、
成(せい)長(ちやう) (せいちやう)したなって思(おも)った!!

でも私(わたし)が1番(ばん)好(す)きなセリフは、188話で伊(い)黒(ぐろ)さんが独白(どくはく)で言った、「鬼(おに)のいない平和(へいわ)な世界(せかい)でもう一度(いちど)君(きみ)に逢(あ)えたら今度(こんど)は必(かなら)ず君に好きと伝(つた)えよう。」って言うセリフ!伊黒さんとみつりちゃんは来世(らいせ)でも幸(しあわ)せに生きて欲(ほ)しい泣

今までは感動する名言が多かったけど鬼滅の刃屈指(くっし)の迷(めい)言(げん)は、アニメの21話でしのぶさんが富岡(とみおか)さんに「そんなだからみんなに嫌(きら)われるんですよ。」って言った言葉(ことば)に対(たい)する富岡さんの「俺(おれ)は嫌われてない」って返事(へんじ)がめっちゃ面白(おもしろ)かった笑

鬼滅の刃(週刊(しゅうかん)少年(しょうねん)ジャンプの連載(れんさい))はもう終(お)わったけど、アニメはまだ続(つづ)いて欲しい!

無限(むげん)城編(じょうへん)での善逸(ぜんいつ)VS 猱岳(かいがく)の戦(たたか)いと雷(かみなり)の呼吸(こきゅう)漆(しち)の型(かた)「火(ほの)雷神(いかづちのかみ)」がめっちゃ観(み)たい!無惨戦(むざんせん)でたくさんの人が死んでしまったのは悲(かな)しいけど無惨を倒(たお)して、鬼のいない平和(へいわ)な世界(せかい)になったのは嬉(うれ)しかった。

<れいみんの好きな技(わざ)↓>

- 一位 霞の呼吸(かすみのこきゅう)
痰の型 朧(しらのかた おぼろ)
- 二位 恋の呼吸(こいのこきゅう)
弐の型 懊悩巡る恋(にのかた おうのうめぐるこい)
- 三位 蟲の呼吸(むしのこきゅう)
蝶の舞 戯れ(ちょうのまいたわむれ)
- 四位 雷の呼吸(かみなりのこきゅう)
凝の型 火雷神(しちのかたほのいかづちのかみ)
- 五位 雷の呼吸(かみなりのこきゅう)
壱の型 霹靂一閃(いちのかた へきれきいっせん)

<ここみんの好きな技↓>

- 一位 雷の呼吸(かみなりのこきゅう)
壱の型 霹靂一閃(いちのかた へきれきいっせん)
- 二位 蟲の呼吸(むしのこきゅう)
蝶の舞 戯れ(ちょうのまい たわむれ)
- 三位 水の呼吸(みずのこきゅう)
拾壱の型 凧(じゅういちのかた なぎ)
- 四位 恋の呼吸(こいのこきゅう)
- 五位 日の呼吸(ひのこきゅう)
炎舞(えんぶ)

<ひらりんの好きな技↓>

- 一位 蟲の呼吸(むしのこきゅう)

- 蝶の舞 戯れ(ちょうのまい たわむれ)
- 二位 雷の呼吸(かみなりのこきゅう)
- 壱の型 霹靂一閃(いちのかた へきれきいっせん)
- 三位 水の呼吸(みずのこきゅう)
- 四位 恋の呼吸(こいのこきゅう)
- 五位 水の呼吸(みずのこきゅう)
- 弐の型 水車(にのかた みずぐるま)

これから行ってみたいところ

- * 社会(しゃかい)見学(けんがく)でUfotable(ゆーふおていぶる)に行きたい。そして鬼滅の刃が作られてるところを見た〜い!!
- * 子どもの権利(けんり)条約(じょうやく)フォーラム行きたい!
- * 少年(しょうねん)ジャンプ編集部(へんしゅうぶ)訪問(ほうもん)したい
- * ディズニースーの乗(の)り物レポやってみたい

将来(しょうらい)の夢(ゆめ)

- ☆ここみん・・・看護師(かんごし)ドラマをよく見てて小さい子好き♡ 小児科(しょうにか)でちっちゃい子とふれあいたい。最悪(さいあく)ひとりできらせるように。お母(かあ)さんはおとなになってから試験(しけん)受(う)けた。お母さんはツアーコンダクターになりたかったみたい。
 - ☆ひらりん・・・保育士(ほいくし)子どもが好きだから。思いやり大切(たいせつ)やね
 - ☆れいみん・・・ビューティコンサルタント 自分をメイクするのも好きだし、人にもメイクしてあげたい。
- ～自分の好きなことで職業(しよくぎょう)にできるのってすごいやんな! ☆

活動(かつどう)報告(ほうこく)フォーラムにオンラインで参加(さんか)

(2020年11月15日)

わたしたちは、ことしも、子どものけんりじょうやくフォーラムに参加しました。ほんとうは、会場(かいじょう)に行きたかったのですが、「コロナ」のえいきょうで、オンラインでの参加になりました。

すごく悲(かな)しかったです。理由(りゆう)はもともとクラフト(くらふと)体験(たいけん)をしたくて、会場に行きたかったからです。オンラインで参加したのは、分科会(ぶんかかい)B「子どもからの発信(はっしん)」です。はじめに、各(かく)グループのかつどうをほうこくしました。私たちは、去年(きょねん)のフォーラムでスタンプラリーをしたことと、これからやりたいことや、『はらっぱ』のことをほうこくしました。そのあと「広げよう!子どもの権利(けんり)条約(じょうやく)キャンペーン」実行(じっこう)委員会(いいんかい)が検討(けんとう)している政策(せいさく)提言(ていげん)案(あん)のお題(だい)について考(かんが)えて話(はな)したりしました。みんなで考えてたときに、「差別(さべつ)をなくしたら平和(へいわ)につながるから、SDG(エスディジー)s(ズ)につながるんじゃないかな」といういけんを言えてすごくうれしかったし、楽(たの)しかったです。なぜなら、私は発表(はっぴょう)することが苦手(にがて)で、学校(がっ

こう)でSDGsのことを習(なら)っているのです、一回だけでも参考(さんこう)にして言えてうれしかったからです。ほかのグループがあそべる公園(こうえん)のようなところを作(つく)っていて、すごく楽しそうでした。なぜなら、私は最近(さいきん)、登(のぼ)って体を動かしたり、おにごっこをしたりするのが好きだからです。ぜひ行ってみたいです。2020年のフォーラムも楽しかったので、また2021年も参加したいです。(ほのか)

子どもの権利条約クイズ!! クイズ作成(さくせい): なぎ

答(こた)えは次(つぎ)のページの下に書いています

<第(だい)1問(もん)> むずかしど★☆☆ ※ ★ 1.5

何才(なんさい)まで子どもなの?(子どもの権利条約第1条(じょう))

1. 16才未満(みまん)
2. 18才未満
3. 4才未満

<第2問> むずかしど★★★

6条はどんなけんりでしょう

1. 生きるけんりと育(そだ)つけんり
2. ねるけんりとしやべるけんり

<第3問> O× もんだい! むずかしど★★★

『子どもはグループを作(つく)り集(あつ)まるけんりを持(も)っています』というけんりはありますか? ○か ×か

<第4問> あなうめ問題(もんだい) むずかしど★★★

36条:()子どもの幸(しあわ)せをうばうことはできない。

1. だれもが
2. 親(おや)は
3. 学校(がっこう)は

子ども編集部(へんしゅうのメンバー募集(ぼしゅう))!

(どんなことをするか?)

- ・リモートでミーティングをする
- ・メンバーがインタビューや取材(しゅざい)をする
- ・フォーラムに参加し、レポートを書く

(最近(さいきん)したこと)

- ・富山県(とやまけん)のフォーラムにZOOM(ズーム)で参加した
- ・クリスマス会をした

☆あんり・なぎ・ほのか・子どもへんしゅう部一同(いちどう) ☆

<クイズの答え>

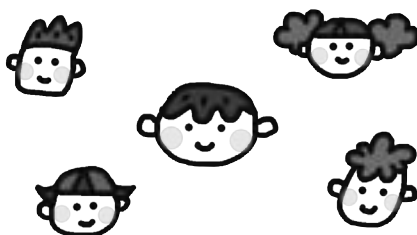
第1問: 2 第2問: 1 第3問: ○(15条) 第4問: 1

2020年度は、子ども達と集まってわいわいがやがやとにぎやかな会議をしたり、取材旅行に出かけたりする機会がなくなり、とても残念でした。

そんな中でも子ども達は工夫し、ライン通話やオンライン会議を重ね、手描きイラストの原稿も郵便で送ってくれ、直接会わなくても何とか6月、9月、3月号を発行することができました。

新しいメンバーも増えたのですが、まだ実際に会っていないという事態におとなの方が戸惑いますが、子ども達はすっかり仲間意識を持ってくれているように感じます。

また、当初予定していた富山での子どもの権利条約フォーラムも、オンラインではありますが参加でき、画面越しにいろいろな活動を知り、自分たちのことを発表できたことがとてもいい体験となりました。(おとなスタッフ：今橋・斎藤)





④ 第21回子どもの権利条約 具体化のための実践報告

加賀おやこ劇場

2020年度は、本当に大変な年でした。

活動を計画しては、「コロナ」の状況が悪化し延期にするか?中止にするか?日程を変えるか?などの話し合いが何度も繰り返され、その都度お知らせを配布し、中止だけは避けたいとの思いから、結果的に宿泊を伴う活動がすべて日帰りの活動となりました。

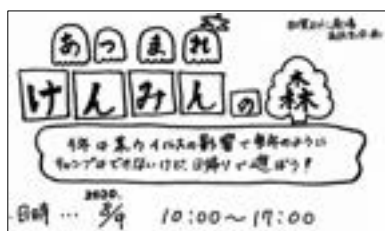
また会場の人数制限があり、使用前のコロナ対策の打ち合わせなど例年にはない話し合いが多くもたれました。活動計画についてもディスタンス、マスク、消毒等、「コロナ」対策を念頭に話し合いがもたれました。集まらない時は ZOOM を利用して会議を行いました。ZOOM 会議については、子ども達は大人より遥かに上手で、私達が教えてもらったほどでした。しかし便利ではあるものの、大人と同じく子ども達もみんなで顔を合わせて話すことが大事なことだと感じたようです。

4月に緊急事態宣言が発せられ、6月の新高校生歓迎会は中止としました。

そして夏のキャンプをどうするか?の話し合いを繰り返しました。その結果テントに泊り、食事を作ることは感染リスクを考え止めることにしました。

8月9日(日) デイキャンプ

いつものキャンプ場で日帰りキャンプをすることになりました。宿泊はできなかったものの久しぶりに大自然の中で仲間たちと思いきり走り回り、遊んで気分もすっきりしたようです。



テントも張りました。換気しながらテントの中で休憩しました。

11月8日(日) 焚火でおやつ

劇場まつりが中止となり、その代わりに幼児たちのための活動「焚火でおやつ」の手伝いに入ることになりました。焚火をおこし、火を見守り、幼児たちが焼き芋を作ったりする手助けをしました。



アルミホイルに包んださつまいもを焚火にいれていきます。

2021年2月23日(祝) ウィンターキャンプ

1月10日に計画していたウィンターキャンプは「コロナ」の状況悪化のためやはり宿泊はリスクが高いということで、日帰りの活動に変更となりました。

さらに今度は大雪で道路が通行止めになったため、23日に再延期にしました。そんな中やっと実現しました。2020年度は大雪で、雪遊びが思う存分できました。子ども達は「コロナ」対策を踏まえた遊びをいろいろ考え、プレゼント交換也大あみだくじで行いました。子どもから「前の日から友達に会えるのが楽しみでドキドキした」といった感想がありました。



子ども達が作成したチラシを配布し、延期のお知らせ、変更のチラシと今までにない経験だった。



プレゼント交換



あみだくじの先にプレゼント

3月6日（日）鬼ごっこ

予定していた「あいりす合宿」の代わりに「いろいろ鬼ごっこ」を計画、実施しました。毎年実施していた合宿ですが、大勢での宿泊は施設の人数制限や「コロナ」リスクを考え日帰りの活動としました。参加対象はこれまで高学年4年生以上としていましたが、活動が制限され閉塞感が漂う中、兄弟などで年齢が小さい子どももOKとし、広い体育館で体を動かしました。



3月14日（日）ありがとう会（今までお世話になった中学3年生・高校3年生へ感謝する会）

こちらは、2019年初めて中止せざるを得なかったので2020年度は何としても、やりたいという声が多く、リスクをできるだけ抑えた形で実施することにしました。

例年通り、中学2年生の子ども達が中心に計画します。招待状を書き、当日の司会進行、どういったことをするかなどを考えます。2019年できなかったことで、改めてこの会により、進行していく中学2年生の子ども達と送られる子ども達が大きく成長するのを感じました。会の最後に3年生が高校生・大学生となる抱負と今の気持ちをみんなの前で発表していきます。それを真剣に聞いてくれる仲間がいることは、子どもにとってとても大事なことだと思いました。



3月27日（土）少人数で打ち合わせ 3月28日（日）「日帰りいらずの森」

いらずの森については、ZOOMを利用したり、少人数で集まったりして何度も話し合いをしました。問題は、宿泊したときの部屋の中でのリスクということでした。参加者の保護者の中にも危惧する声があり、主催する子ども達も意見が分かれるなど大変な話し合いが続きました。結局、周りの状況、施設側との話し合いなどいろいろ考慮し、初めて日帰りの「いらずの森」をすることになりました。日帰りとなると、今までように講師を呼びワークショップをし、最後に自分たちで作った劇（プレイ）やダンスを発表することは時間的に無理ということで、当日の内容についての話し合いがもたれました。子ども達の代表6人（少ない人数でということ）が前日に遊びの用具などの準備をすることになりました。残りの高校生は当日、中学生や小学生と一緒に会場に来ることになりました。



いらずの森

皆さんがお通じでしょうか。
劇場のみんなと会わないうちに新しい仲間のお通じを見つけた人も多いんじゃないかな。
宮西は最近、ハライチのラジオがめっちゃおもしろいよ！>本(本読むタイプの人だと思っていた)から始めた！
・スキャンア(化装しなくてもカミングアウトが大事だそう)にハマっています。
みんなこぞで毎年楽しみにしているこの「いらずの森」ですが、今年は形を変えて開催します。
毎年、輪としてのプレイ・ダンスは無しですが、みんなが集まって遊びたいと思ってます～♪



食事はアクリル板越しにとり、おしゃべりもなし。子ども達はしっかりと「コロナ」対策の注意事項を守っていました。



班ごとに作戦タイム

「鬼滅の刃」

高校生が鬼となり、体につけたビニール袋を小中学生たちが新聞で作成した刀でつぶす。

鬼（高校生）は小中学生のしっぽをとる。最後に何人残れるか？



刀作り



「コロナ」禍という今までにない状況が世界中をかえてしまった2020年度。私達の活動も当然変えざるを得ませんでした。その反面改めて感じた大切なことやわかったことも多々ありました。今まで当たり前に来てきたことがいかに子ども達にとって貴重な体験だったのかを痛感できました。活動は縮小されたものの年間を通して話し合いを続け、実施できたことは子ども達にとって意義あることだったと思います。

こういった経験が2021年度に生かせるように「継続は力なり」をモットーに、「コロナ」禍の中で、できる活動をやっいてこうと話し合いました。





⑤ 2020年度トランスジェンダー生徒交流会報告

トランスジェンダー生徒交流会 土肥 いつき

はじめに

わたしたちトランスジェンダー生徒交流会もご多分に漏れず、covid-19の影響を大きく受けた1年でした。交流会を開催するのかもしれないか。開催するとすれば、どのような感染対策をしなければならないのか。わたしたちの交流会は、「昼ごはんをみんなでつくる」「昼ごはんをみんなで食べる」「自己紹介をする」の3つを主な活動にしています。すべてが感染リスクを高めるものです。そのため、しっかりとした感染対策をしてきました。それでも感染リスクを考えて参加を見合わせる生徒たちも多く、例年よりも参加者が少ない1年になってしまいました。ただ、どの欠席連絡のメールにも「ほんとうは交流会に参加したい!」という想いがあふれていました。だからこそ、活動を続けていれば、またみんな帰ってきてくれる。そんなことを考えながら活動する1年でもありました。

春の交流会

例年、春の交流会は4月に開催しています。新たな学年・新たな学校での生活が一段落したところで、互いの近況報告をし、ともに喜んだりともに怒ったりするためです。しかしながら、昨年度は緊急事態宣言が出されていた関係で、一度は中止としました。それに対して、生徒たちから落胆の声とともに、「やっぱり集まりたい」という声が寄せられてきました。そこで「延期」という形にして、6月に開催しました。

開催するに当たって、「昼ごはんをみんなつくる」は断念しました。調理が不要で安全な食事をみんなで考えた末の結論は「野外で焼肉」でした。当日は、10年以上参加している常連の生徒もいれば、初参加の小学生もいました。人数が少なかつたため、ひとりあたりの肉が多めで、みんなおなかいっぱい肉を食べました。昼食のあとは、自己紹介の時間です。ふだんは「自己紹介の時間だよ!」と呼びかけるのですが、今回は誰ともなしに輪をつくって、のんびりと近況報告をしあいました。また、ふだんは生徒たちだけの自己紹介ですが、今回は参加者が少なかつたこともあり、保護者や大人も交えた話し合いでした。特に、生徒たちにとって、保護者の話は、ふだんなかなか聴けないため、いい話し合いの時間になりました。

夏のキャンプ

2020年度は大山でキャンプをする予定でした。しかしながら、大山どころか、キャンプそのものをするかどうかの判断を、直前まで迫られました。

20年7月の感染状況下では、トランスジェンダー生徒交流会のキャンプがクラスターになる可能性は低いと考えていました。なぜなら、密集・密閉・密接という、いわゆる三密はキャンプというシチュエーションでは起こりにくいからです。しかしながら、当時の感染対策はクラスター対策でした。万が一感染者が出た場合、キャンプの参加者全体がクラスターと見なされることとなります。さらに、トランスジェンダー生徒交流会は教員であるわたしだけでなく医者の方のKさんもかかわってくれています。そのようなところがクラスターになった場合、報道のかっこうのターゲットになってしまいます。それは、参加者に対するアウティングへとつながる可能性もはらんでいます。もしもクラスターが発生した場合、トランスジェンダー生徒交流会の存続にもかかわると考えました。

中止か決行か、判断のタイムリミットは、キャンプのための買い出しに行く、キャンプ前日の朝でした。直前までKさんと話しあい、最終的にKさんは判断をわたしに委ねられました。最終的なわたしの判断は、「実施」でした。キャンプ実施を知らせるメールに、その理由を以下のように書きました。

Kさんは医者の方の立場なので「中止一択」です。わたしは教員なので、時としてリスクがあってもそちらを選択するということがあります。わたしの判断ですが、実施しようと思います。交流会の存続というリスクを犯してまでやる理由は以下のとおりです。

子どもが子どもでいられる時間はあまりにも短いということ。そして、子どもにとっては今年の夏は今年しかないということ。

少し大げさな文章に思われるかもしれませんが、しかし、6年間キャンプにとりくむ中で、トランスジェンダー生徒にとってキャンプはとても大切な経験の場であることを実感してきました。そして、トランスジェンダーが生徒でいられるのは、小学校から高校までの12年間です。つまり、12回しかチャンスがないということです、そのうちの1回を「やめる」という選択は、わたしにはできませんでした。

あるキャンプ参加者の感想を掲載します。

「私は今回の交流会でさまざまなセクシャリティの人と交流することができ、とても有意義な時間を過ごすことができました。今回の交流会は、新型コロナウイルスの影響のため開催するかどうか検討した上で開催してくださいました。私にとってはこの交流会はとても大切な心の拠り所であり、自分らしくいられる唯一の場所なのでとてもありがたかったです。

今回、海で泳いだり、水遊びをしたりしました。その場では、私たち以外の遊泳者おらず、自分らしい服装で楽しむことができました。学校のプールの授業であったり、海に遊びに行くときは、どうしても周りの目を気にしてしまうため男性向けの水着を着て行きます。私はそれがどうしても嫌なのです。自分に嘘をついているようですし、何より自分が男として生まれたことを再確認させられている気がするからです。そのため、こうして自分の着たい水着を着て遊べるのが素直に嬉しくもあり楽しかったです。

また、同じ様な悩みを抱えた人と一緒に過ごせたのも楽しめた要因だと思います。理解のある





友人と出かけるとしても、やはりどこかで疎外感のようなものを感じることがあります。元々私が人の目を気にするタイプであるということもありますが、パス度のことを考えると気にせざるを得ません。そのため、どうしたらいいのか一緒に考えたり、私はこうしているといった実体験を聞かせてもらったりすることで、過ごしやすさを感じました。」

キャンプ参加者の年齢層は、小学生から高校生まで。参加者数は例年よりもずいぶん少なかったです。ある小学生は、わたしからのメールを読み、親子で話しあった結果、とても行きたいけど、20年度は参加を見合わせるという判断を下したとのことでした。キャンプを中止していたら、その小学生にはそういう葛藤はなかったとも言えるかもしれません。しかし、その葛藤もまた大切な経験だっただろうと思います。

キャンプの中身はいつもの通り、特別なプログラムがあるわけではなく、それぞれがやりたいことをやるだけでした。昼は思う存分海で遊びました。海から帰ってきたらシャワーを浴びますが、それすらも水の掛けあいという遊びに変わりました。高校生の「お姉さん」は、引率者の車の前でポーズ。「車のコマーシャルに使ってもうらうねん」と笑っていました。そんなふうにして、とても楽しい2日間を過ごしました。

次年度もキャンプの開催はむずかしいだろうとは思いますが、なんとか開催したいと考えています。



● 秋の交流会

秋の交流会は9月に開催しました。参加者は、やはり例年よりも少ないものの、春の交流会から続いて参加してくれる小学生もいてくれて、新たな常連になってくれそうな予感がしました。

先にも書いたように、トランスジェンダー生徒交流会の活動は、「昼ごはんをみんなでつくる」ところからスタートします。6月の交流会ではできませんでしたが、この頃になると、どうやればそれが実現できるかがわかってきました。

事前にサポーターたちで打ち合わせをした結果、カレーをつくることにしました。みんなで野菜の下ごしらえをして、あとは煮込むだけです。食後は恒例の自己紹介の時間です。かつて小学生だった参加者が、20年度大学生になりました。20年度から、その卒業生に自己紹介の仕切を頼むことにしました。自己紹介の時間は、ふだんは小学生と中高生の2グループつくりますが、参加者が少ないこともあり、1グループでおこないました。小学生には少しむずかしいかなと思いましたが、保護者のひざの上でゲームをしながらも、他の人の話をピンポイントで聞いてくれているのがわかりました。そんなふうにして、それぞれがそれぞれの「やりたいこと」や「それを阻むもの」について話すひととき

を過ごしました。

冬の交流会

例年、冬の交流会は、1泊2日の合宿をおこないます。が、さすがに感染のリスクが高すぎるので、20年度は通常の交流会をおこなうことにしました。昼ごはんのメニューは「芋煮」と「豚汁」にしました。幸い少し肌寒いものの雨も降っていないので、近くの公園に机と椅子とタープを出して、「芋煮会」にしました。

みんなそこそおなかいっぱいになったところで、自然と話し合いの輪ができました。どんな交流会で会っても、初参加の生徒の中には、なかなか話し合いに参加してくれない参加者がいます。特に、トランスジェンダー生徒の場合、「身体を変えたい」とだけ考えるケースがあります。こういう生徒の場合、交流会や話し合いに意義を見いださないことがよくあります。しかし、実際には交流会や、そこでの話し合いはとても大切だと思います。トランスジェンダー生徒交流会の場合、卒業生たちがそのことをわかっているので、タイミングを見ながら「自然と」話し合いの輪をつくってくれます。この回の話し合いの輪も、そういう感じでした。一方、保護者もまた情報交換の場を求めています。トランスジェンダー生徒交流会は、あくまでもトランスジェンダー生徒が主人公ですが、副産物として、子どもを連れて来た親同士の交流の場も自主的につくられます。この回はそういう姿も見られました。

年度末の交流会

この会も常連の参加者が少ない一方、初参加の人がいました。covid-19がそれなりにおさまって、安心して交流会に参加できる状況になったら、これまでも増して、たくさんの参加者になるだろうと思います。

昼ごはんのメニューはハヤシライスとカレーライスにしました。20年度のメニューはすべて煮込むものですが、これも感染リスクを考えてのことでした。

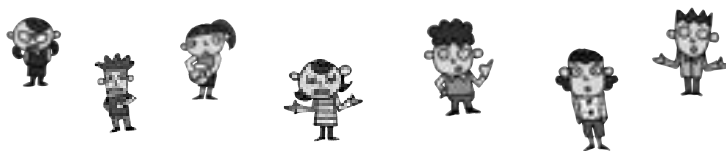
この回は小学生の参加が多かったため、昼食後は公園で遊ぶことにしました。「Sケン」や「はじめの一步」、さらには「けいどろ」などで汗を流しました。

自己紹介は、この回も全員でやりました。前回は聞くだけだった小学生が、この回ではほんの少しだけではありますが、自分の話をしてくれました。そのほんの少しの話の中に、小学校におけるいじめや、学校のとりくみの不十分さがたくさん詰まっていました。また、交流会ではよく「名言」が飛び出します。この回での名言は、ある高校生の参加者による「多目的トイレとか、許可されへんでも使えるし!」でした。これは文部科学省が2015年に出した「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の中に示された「支援の事例」のうちのひとつ、「(トイレについては)多目的トイレの使用を許可する」へのカウンターでした。たしかに、そのための多目的トイレです。これを聞いた瞬間、みんな、腹を抱えて笑いました。

● おわりに

20年度は、covid-19の感染拡大の中でも、とりえず予定していた交流会を実施することができました。そのためには感染への対策が必要で、例えば屋外での開催のために机や椅子を必要としました。子どもの人権連からの補助金があったおかげ、そういったものの購入が可能となりました。ありがとうございます。

次年度についても、引き続き厳しい状況の中での開催を余儀なくされそうです。それでも、トランスジェンダー生徒たちが安心して集まれ、互いに自分たちのことを語りあえる場を、なんとか保障したいと考えています。



Document 子どもの権利をめぐる国際動向 (2021.12~2022.3)

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野裕二

筆者が日々 Facebook にアップしている投稿のなかから、子どもの権利をめぐる国際的動向についての主なニュースを紹介していきます（一部、日本国内の動きについても取り上げます）。各項目の末尾に関連の投稿の日付を掲載していますので、詳しい情報は各投稿をご参照ください。筆者のアカウント名は Yuji Hirano (yujihirano.arc) です。

[2021 年月]

■韓国国家人権委員会、若者の政治的参加権増進のための措置を関係機関に勧告

韓国の国家人権委員会が、青少年の政治的参加権を増進させるためのさまざまな勧告を関係機関に行なうことを決定（12月6日）。とくに中央選挙管理委員長に対しては、▽政党への加入や選挙運動が可能になる年齢（現行18歳）の引き下げまたは年齢制限の撤廃、▽模擬投票の実施に関する教育関連の指針や留意事項などの開発・普及を促した。このうち政党加入年齢は2022年1月11日の政党法改正により18歳から16歳に引き下げられたものの、18歳未満の青少年の選挙運動は依然として禁じられている。（1月19日投稿）

■国連人権専門家、子どもの監護・面接交流などをめぐる裁判のあり方についてスペインに是正を要請

女性に対する暴力に関する特別報告者をはじめとする複数の国連人権専門家が、子どもの監護権・面接交流などをめぐる裁判で子どもがドメスティックバイオレンスや性的虐待から十分に保護されていないとして、スペインに対して是正を要請（12月9日）。「裁判所は、……いずれかの親との接触を維持することが、たとえその親が暴力的

または虐待的であっても常に子どもの最善の利益にかなうと判断し続けている」などとして、これらの事案で「ジェンダーに配慮した。子ども中心のアプローチ」の適用を確保することなどを求めた。（2月15日投稿）

■イングランド子どもコミッショナー、オンライン・セクシュアルハラスメントに関する親向けのガイドを発表

イングランド（英国）の子どもコミッショナーが、12月16日、『親に知っておいてほしかったと思うこと——オンラインのセクシュアルハラスメントについて子どもと話すことに関する若者のアドバイス』と題するガイドを発表。LGBTQ+ の若者を含む16～21歳の若者たちにフォーカスグループとして集ってもらい、その声を踏まえて作成されたもの。このような問題について、早くから、繰り返し子どもと話すことが推奨されている。（1月27日投稿）

■国連人権専門家、入管収容の最終的全廃を要請

国連・移住労働者権利委員会の委員長と移住者の人権に関する国連特別報告者が、国際移住者デー（12月18日）

を前に声明を発表（12月17日付）。入管収容に代わる措置を組織的に適用すること、とくに子どもの収容は直ちに停止すること、そして最終的にすべての移住者の収容に終止符を打つことを、各国に対して促した。（1月15日投稿）

■国連・子どもの権利委員会、一般的意見26号（子どもの権利と環境）作成に向けたオンラインアンケートを開始

「とくに気候変動に焦点を当てた子どもの権利と環境」に関する一般的意見（26号）を作成中の国連・子どもの権利委員会が、12月20日、第1次草案の作成の参考にする情報を集めるためのオンラインアンケートを開始。18歳未満の子ども・若者向けアンケートは別途行なわれる。（1月6日投稿）

■インド政府、女子の最低婚姻年齢を21歳に引き上げる法案を議会に提出

インド政府が、12月21日、連邦議会に「児童婚禁止（改正）法案」を提出。女子の最低婚姻年齢（現行18歳）を男子と同じ21歳に引き上げる内容だが、▽インドでは大多数の女性が21歳前に結婚しており、年齢の引き上げは意図せざる悪影響を及ぼす可能性があること、▽年齢を引き上げるのではなく児童婚の根本原因に取り組むべきであることなどを理由に、多数の女性団体を含む市民社会から反対論も出ている。（1月7日投稿）

■国連・社会権規約委員会、持続可能な開発に関する一般的意見の作成を開始

国連・社会権規約委員会が、「持続可能な開発と経済的、社会的および文

化的権利に関する国際規約」についての一般的意見の作成開始を発表（12月24日ごろ）。天然資源・環境・気候変動、ジェンダー平等など10項目を主要なテーマとして取り上げるとともに、委員会として初めて子どもたちとの協議を行なう意向も明らかにした。子どもたちとの協議は2022年4月5～6日にかけて開催され、▽平等と差別禁止、▽気候変動と環境危害が社会権の実現に及ぼす影響、▽持続可能な開発と天然資源の3つのテーマが取り上げられる予定。委員会は今後、2022年後半または2023年初頭にこの問題についての一般的討議を開催し、出された意見を踏まえた素案（ゼロドラフト）を作成してさらに意見を求めることにしている。（12月29日・3月9日投稿）

■韓国、国会議員と地方議員の被選挙権年齢の引き下げを可決

韓国の国会が、国会議員・地方議員の被選挙権年齢を25歳から18歳に引き下げる公職選挙法改正を可決（12月31日）。公布後直ちに施行され、3月の大統領選と同時に行なわれる国会議員補欠・再選挙から適用される。韓国国家人権委員会も、さらなる課題が残されていることを指摘しつつ、法改正を歓迎した。（1月4日投稿）

【2022年1月】

■ニュージーランドの「子どもコミッショナー」改組法案の修正をNGOが要請

ニュージーランド子どもコミッショナー事務所を廃止し、代わりに「子ども・若者委員会」を設置することなどを内容とする法案に対し、セーブ・ザ・チルドレン・ニュージーランド（SCN）が修正を求める署名を開始（1月5日

発表)。法案で構想されている「子ども・若者委員会」は3～6人の委員から構成される独立機関で、子どもコミッショナーが現在果たしている役割の多くを引き継ぐとされる（ただし、個々の子ども・若者に関する個人救済権限は既存のオンブズマンに委ねられることになる）。SCNは、子どもコミッショナーの名称および役割を維持すること、子どもたちとの十分な協議が行なわれるまで法案審議を中断することなどを求めている。（1月12日投稿）

■フィリピン、児童婚禁止法を施行

フィリピンで、「児童婚の慣行の禁止およびその違反に対する処罰に関する法律」（共和国法第11596号）が施行された（1月6日）。18歳未満の子どもとの婚姻・同棲、その斡旋行為、式の挙行などを犯罪として処罰対象とするもの。（1月7日投稿）

■国連人権専門家、子どもの売買・性的搾取への対応に関するチェックリストを発表

子どもの売買および性的搾取（児童買春、児童ポルノその他の性的虐待表現物を含む）に関する国連特別報告者が、国連人権理事会に提出した報告書（1月10日付）で「子どもの売買および性的搾取への対応に対する実際的アプローチ」をテーマとして取り上げるとともに、これらの問題への対応に関するチェックリストを添付。▽防止（27項目）、▽保護（30項目）、▽司法とリハビリテーション（29項目）の3分野について計86個の設問を掲げ、各国が自国の対応を検証しやすいようにした。（2月18日・4月10日投稿）

■米国の人権団体、安全・健康的・包摂的な学校環境のための法整備を連邦議会に要求

米国の230以上の全国的公民権団体の連合体「公民権・人権指導者会議」が、1月19日、「安全、健康的かつ包摂的な学校環境」を増進させる一連の法案の共同提案者になるよう、連邦議会議員に対して要請。提案されている法案群では、連邦政府の補助金等を受け取っている学校を対象として、▽警察官の雇用・配置の禁止、▽体罰や危険な身体的拘束の禁止、▽いじめやハラスメントからのすべての生徒の保護、▽とくに有色の女子を対象とする懲罰的対応や学校からの「追い出し」の防止などが求められている。警察官の常駐などを通じた「法執行」アプローチと決別し、生徒の権利保障および肯定的な学校環境（学校の雰囲気）の醸成を基盤とする対応を促している点が特徴。（1月24日投稿）

■国連総会、ホロコーストの否定・歪曲非難決議を採択

国連総会が、「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」（1月27日）に先立ち、ホロコースト（ユダヤ人大量虐殺）の否定・歪曲を非難する決議をコンセンサスで採択（1月20日）。ホロコーストを否定したり矮小化したりすることは反ユダヤ主義の表れであるとして、このような否定・歪曲を「いかなる留保もなく拒絶しかつ非難する」とともに、国連加盟国に対しても同様の対応をとることなどを促した。（1月27日投稿）

■韓国政府、在留資格のない子どもに対する在留資格付与要件を緩和

韓国政府（法務部）が、在留資格がないまま学校に通っている外国籍の子どもに「教育権を幅広く保障し、韓国社会の構成員として国民とともに生きていけるように」する目的で、このような子どもに対する在留資格付与要件を緩和すると発表（1月20日）。2月1日から適用を開始した（現段階では2025年3月31日までの時限的措置とされている）。韓国内で出生した子どもまたは一定期間韓国に滞在している子ども（6歳未満で入国した子どもは6年間、それ以降に入国した子どもは7年間）は、安定した就学を可能とするため正規の在留資格を得られることになった。韓国国家人権委員会の勧告も踏まえた対応。（2月4日投稿）

■英国が処女性検査や処女膜再生手術を禁止へ

保健制度改革を目的として英国議会に提出されていた法案が修正され、すでに禁止対象に含まれていた処女性検査に加え、処女膜再生手術も禁止されることが確実になったと報じられた（1月25日）。処女性を重視する文化規範から女性を保護することを狙いとするもので、処女膜再生手術や処女膜の状態を検査すること、処女膜再生手術を行う人を援助または補助すること、海外で手術を行わせることなどが禁止される見込み。（1月29日投稿）

■イングランド子どもコミッショナー、子どもの社会的養護改革についての報告書を発表

イングランド（英国）の子どもコミッショナーが、1月26日、『子どもの社

会的養護——改革の中心に子どもたちの声を』と題する報告書を発表。当事者である多数の子どもたちの声を踏まえ、子どもと家族の双方がもっとも必要としていることとして、(1) 耳を傾けられること（子ども・家族との協働）、(2) 信頼できる安定した関係を持つこと、(3) 愛され、支えられ、安定していると感じることに、(4) 実際的な援助や支援にアクセスできることの4点を挙げて、具体的な対応を提言している。（2月11日投稿）

■国連・子どもの権利委員会の第89会期、始まる

1月31日、ジュネーブ（スイス）で国連・子どもの権利委員会の第89会期が始まった（～2月11日）。当初は1月17日から3週間（～2月4日）の日程で開催される予定だったが、新型コロナウイルスのオミクロン株の感染拡大のため、1月31日～2月11日の2週間に日程変更されたもの。予定されていた報告書審査も多くの国について延期され、オランダとマダガスカルのみとなった（いずれもオンライン審査）。今回の期間短縮を埋め合わせるため、第90会期（5月）と第91会期（9月）がそれぞれ1週間長くされる予定。（1月25日・2月1日投稿）

【2022年2月】

■北マケドニア大統領、いじめを受けたダウン症の女の子の登校に付添い

北マケドニアのペンダロフスキ大統領は、2月7日。学校でいじめを受けたダウン症の女の子を支援するため、女の子の登校に同伴。大統領府の発表したコメントでは、法律で定められたインクルージョン／インクルーシブ教育の重要性を繰り返し強調した。独立

機関である「差別防止および差別からの保護に関する委員会」も手続を開始する予定。(2月14日投稿)

■韓国国家人権委員会、精神医療施設における子どもの人権侵害について是正を勧告

韓国国家人権委員会が、青少年向け精神医療施設および併設の代案学校(オルタナティブスクール)で過度な行動制限や学習権の侵害が行なわれているとして、関係者に対して是正のための措置をとるよう勧告(2月9日)。入院中の青少年に対する過度の行動制限、病室と教室への監視カメラの設置などに関する申立てを受けて調査に入ったところ、ほかにも多数の人権侵害が行なわれていることが確認されたことから、職権調査に切り替えて対応を進めていた。(2月20日投稿)

■国連・子どもの権利委員会、「発展の権利条約草案」への意見を公表

国連の作業部会で議論が進められている「発展の権利」条約草案(2020年1月)について、国連・子どもの権利委員会が意見書を発表(2月9日)。条約草案には子どもへの明示的言及がなく、発展に参加する子どもの権利についても認識不測の点が見られるなどとして、子どもおよび子どもの権利に十分な注意を向けるよう促した。(2月13日投稿)

■国連・子どもの権利委員会の第89会期が終了

ジュネーブで1月31日から開催されていた国連・子どもの権利委員会の第89会期が、2月11日に終了。オランダとマダガスカルの報告書審査がオンラインで行なわれたほか、個人通報

制度に基づく通報13件について決定が行なわれ、そのうち6件で条約違反が認定された(いずれも子どもの出入国管理に関わる通報で、フランス3件、ベルギー2件、スイス1件)。また、会期終了翌日の2月12日には「武力紛争と子どもに関する国連事務総長特別代表」との共同声明を発表し、今年で採択20周年を迎える「武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書」のさらなる批准促進と実施のためのいっそうの取り組みを求めている。(2月12日投稿)

■国連特別報告者、汚染・有害物質管理のさらなる強化の必要性を指摘

環境と人権に関する国連特別報告者が国連人権理事会第に提出した年次報告書が、2月15日、公表された。報告書は、国や企業による環境汚染に起因する死者は新型コロナ禍によるものよりも多い(5歳未満児だけでも毎年100万人以上)と指摘して、汚染および有害物質管理への対応を強化する必要性を強調している。簡単にではあるが、福島にも触れたうえで「核実験や原子炉災害に由来する放射線の悪影響」にも言及。(2月16日投稿)

■ウェールズ政府、ケアリーバーのための所得保障事業の試行開始を発表

ウェールズ政府(英国)が、ケアリーバーを対象とする所得保障(ベーシックインカム)事業を試験的に開始すると発表(2月15日)。社会的養護を受けていた若者に対し、18歳に達して養護を離れた日の翌月から、月額1,600ポンド(約25万円)を2年間給付するというもの。試行期間はとりあえず3年とされており、2022年度の事業開始時(夏ごろになる見込み)に参加資

格を有するのは500人程度と見込まれている。(2月17日投稿)

■欧州社会権委員会、ベルギーの「偽装インターンシップ」について欧州社会憲章違反を認定

欧州評議会の欧州社会権委員会が、ベルギーの「偽装インターンシップ」について、改正社会憲章(1996年)に違反すると認定(2月16日発表)。「欧州若者フォーラム」による集団的申立てを受けたもの。ベルギーで行なわれてきた無給のインターンシップが、現実には「雇用主の支配下でかつ雇用主の利益のために行なわれる現実の業務遂行をともし偽装された雇用形態」であることを認め、他の労働者に対しては保障されている公正な報酬を受ける権利が実質的に剥奪されている点で差別にも該当すると判断した。この決定を受け、ベルギーの副首相兼経済労働相は是正の意向を表明。(2月19日投稿)

■国連・女性差別撤廃委員会、女性同士の性的活動を犯罪扱いすることの条約違反を認定

国連・女性差別撤廃委員会が、個人通報制度に基づき、合意に基づく女性同士の性的活動を犯罪とするスリランカ刑法の規定は人権侵害であって女性差別撤廃条約に違反すると認定(2月21日付決定)。いやがらせなどの被害を受けてきた申立人(LGBT団体活動家)の保護および被害回復を図るとともに、▽合意に基づく女性同士の性的活動を非犯罪化すること、▽LGBTIである女性への差別やジェンダーに基づく暴力をなくすための効果的措置をとることなどを勧告した。(3月26日投稿)

■欧州評議会、第4次「子どもの権利戦略」を採択

欧州評議会の閣僚委員会が、2月23日、第4次「子どもの権利戦略——子どもの権利の実践：継続的实施から共同的革新へ」を採択した。第1次(2009～2011年)、第2次(2012～2015年)、第3次(2016～2021年)に続くもので、対象期間は2022～2027年。(1)子どもに対する暴力の解消、(2)機会均等と社会的包摂、(3)テクノロジーの安全な利用へのアクセス、(4)子どもにやさしい司法、(5)すべての子どもに対する意見表明の保障、(6)危機的・緊急事態における子どもの権利の6つが重点目標に位置づけられている(最後の目標は新規に追加されたもの)。策定過程には10か国から220人の子どもも参加した。(2月25日投稿)

■国連・子どもの権利委員会、シリアで収容されている自国民の子どもの帰還をめぐるフランスの条約違反を認定

国連・子どもの権利委員会が、個人通報制度に基づいてフランスの条約違反を認定した決定の内容を公表(2月24日発表)。フランス政府が、シリアのキャンプに収容されているフランス国籍の子どもを帰還させるための措置をとらなかったことについて、3件の通報をまとめて審理したもの。シリアのキャンプの生活条件は非常に劣悪で、このような状況に子どもを何年も放置しておくことは、生命に対する権利の侵害であるとともに、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いに相当すると判断された。(2月26日投稿)

■韓国大統領選に向けて若者が要求する政策を青少年団体が発表

韓国の青少年団体「キャンドル青少年人権法制定連帯」がオンラインで大統領選（3月9日投開票）に向けた「青少年人権公約アンケート」を実施し、2月25日にその結果を発表。要求のトップ3は、(1) 大学入試競争の廃止と大学の無償化・平準化、(2) 差別禁止法の制定、(3) 生徒人権法の制定だった。（2月27日）

■ロシアによるウクライナ侵略に対して国連人権専門家が緊急声明を発表

ロシアによるウクライナ侵略（2月24日）を受けて、「子どもと武力紛争」および「子どもに対する暴力」の問題を担当する国連事務総長特別代表が2月25日付で共同声明を発表し、民間人、とくに子どもを戦争の影響から守るための対応をすべての当事者に対して要求。続いて2月28日には、70人近くの国連人権専門家（国連・子どもの権利委員会の大谷美紀子委員長を含む）が、侵略の即時停止および人権の保護を求める声明を発表した。（3月1日投稿）

■欧州諸国の子どもオンブズパーソンがウクライナの子どもの人権保護のための緊急対応を呼びかけ

ロシアによるウクライナ侵略に対し、欧州評議会加盟国（47か国）中34か国から43の機関が参加するENOC（子どもオンブズパーソン欧州ネットワーク）が2月28日に声明を発表。武力紛争は「子どものあらゆる権利を侵害する」と強調し、侵略の即時停止や、子どもの権利を守るための緊急の行動を呼びかけた。同ネット

ワークにはウクライナ議会人権コミッショナーも準メンバーとして参加している。また、英国の4地域に設置されている子ども（・若者）コミッショナーも2月28日付でボリス・ジョンソン英国首相に連名の書簡を送り、ウクライナの子どもたちを保護するための行動をとるよう求めた。さらに、3月4日にはENOC執行部がウクライナ議会人権コミッショナーの関係者と会合を持ち、とくに国内外で避難民・難民化している子どもとその家族に対する援助が緊急に必要とされているというメッセージを伝えている。（3月1日・7日投稿）

(2022年3月)

■スコットランドの子ども・若者議会、首相・関係大臣と会見

スコットランド（英国）の民間団体「子ども議会」と「スコットランド若者議会」が、2017年以来恒例となっている首相・関係大臣との会合を開催（3月1日）。子ども議会は、(1) 教育におけるジェンダー平等、(2) 大人による子どもの権利の実現、(3) 子どもの精神的な健康とウェルビーイングという3つの問題を主要なテーマとして取り上げ、それぞれについて具体的な提言を行なった。若者議会は、▽国内法への子どもの権利条約の編入、▽LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）の若者の権利保障、▽公共の場所における女性と女の子の安全、▽死の補助へのアクセス、▽薬物濫用への対応、▽教育改革議論への参加、▽気候変動への対応などの問題を取り上げている。（4月3日投稿）

■イングランドの子どもコミッショナーが1年間の活動を回顧

イングランド(英国)の子どもコミッショナー、レイチェル・デ・スーザ氏が、3月1日、就任から1年の活動を振り返る報告書を発表。イングランド全域の子ども55万7,077人から回答があった大規模調査「ザ・ビッグ・アスク」(The Big Ask)と、その結果が政策に与えた影響などについて詳しく述べた。「ザ・ビッグ・アスク」を踏まえた提言や勧告の結果、子ども・若者関連の投資が一部増額されたことなどの成果が報告されている。政府の子ども・家族担当大臣も、家族支援計画の発表にあたって同調査の結果にとくに言及した。(3月16日投稿)

■欧州人権裁判所、ロシアに対して文民などに対する攻撃停止を命令

欧州人権条約に基づいて設置されている欧州人権裁判所は、「ウクライナ各所で2022年2月24日に始まった現在の軍事行動が「文民たる住民の条約上の権利……が深刻に侵害される現実のかつ継続的な危険性」を生じさせるもの」として、ロシアに対して暫定措置を命令(3月1日)。▽文民および民用物(住宅および緊急車両のほか、学校・病院など特別な保護の対象であるその他の民用物を含む)に対する軍事攻撃を行わず、また▽ロシア軍が攻撃または包囲している領域内における医療施設、医療要員および緊急車両の安全を直ちに確保することを求めた。(3月2日投稿)

■ハンブルクの学校当局、ウクライナ連帯デモに参加するための欠席を容認

ハンブルク(ドイツ)の州教育相(学校・職業訓練担当相)が市内の全学校を対象とする書簡を発表し、授業時間中のデモへの参加を認めるよう要請(3月2日)。気候変動対策を訴える若者団体「未来のための金曜日」などが3日にウクライナ連帯デモを呼びかけていることを踏まえたもので、16歳以上の生徒については午前10時半以降の授業を免除し、16歳未満の生徒については保護者の欠席通知があれば同様に免除を認めることを検討するよう求めた。3日のデモには12万人(主催者発表)が集まったという。(3月6日投稿)

■台湾、就学前施設での暴力等に対する対応を強化する法改正案を決定

台湾の内閣が、保育施設や幼児教育施設における子どもの不適切な取扱いへの対応を強化する法改正案を承認(3月3日)。子どもに対して体罰、セクシュアルハラスメント、いじめ、不適切なしつけを行なったと認定された就学前施設の経営者または職員への罰則を強化するとともに、処罰対象とされた職員については、事案の深刻さに応じ、復職を1~4年間停止し、または子どものケアに関わる仕事に就くことを生涯禁止する内容。定員超過、職員配置基準違反、保育料・授業料返還要件の違反、無資格職員の雇用などの規則違反を犯した施設への罰金額も大幅に引き上げる。就学前施設での虐待事件が社会的に注目され、罰則強化を求める署名が5千筆以上寄せられたことなどを踏まえてとりまとめられたもの。(3月11日投稿)

■国連・子どもの権利委員会、ロシアによるウクライナ侵略の即時停止と子どもたちの権利の保護を要求

ロシアによるウクライナ侵略の過程で、3月3日までに少なくとも19人の子どもが殺害され、31人が負傷したことを受けて、国連・子どもの権利委員会が声明を発表（3月4日）。ロシアに対し、侵略および軍事行動を直ちに停止するとともに、身体的・心理的暴力から子どもたちを保護する条約上の義務を維持するよう要求した。3月3～4日にロシアの報告書審査を行なう予定だった国連・自由権規約委員会も、ロシア政府代表団によるジュネーブへの渡航が不可能になったとの理由で審査が延期になったことに遺憾の意を表明するとともに、ロシアに対し、規約上の義務を遵守するようあらためて促している（3月3日付）。

■フィリピンで性的同意年齢の引き上げなどを内容とする法律が成立

フィリピンで、性的同意年齢を12歳から16歳に引き上げることなどを内容とする法律が、ドゥテルテ大統領の署名を得て成立（3月4日）。法律の主なポイントとしては、(1) 性的同意年齢を12歳から16歳に引き上げるとともに、被害者の性別要件の廃止したこと、(2) いわゆる「恋人条項」または「年齢近接を理由とする適用除外」条項を設け、合意に基づく若者同士の性行為が処罰されないようにしたこと、(3) 関連の研修および性教育の充実について規定したことなどが挙げられる。（3月8日投稿）

■米国で高校生が「ゲイと言ってはいけない」法案に抗議して授業をボイコット

米・フロリダ州で、すべての公立学校で性的指向について議論することを禁止する通称「ゲイと言ってはいけない」法案（Don't Say gay Bill）に抗議し、多数の高校生が授業をボイコット（3月7日）。法案は8日に州議会でも決されたが、生徒たちは抗議を続けていく意思を明らかにしている。（3月10日投稿）

■ユニセフとUNHCR、家族と離れ離れになったウクライナ子どもの保護を各国に要請

ロシアによるウクライナ侵略によってウクライナの多くの子どもが避難を余儀なくされていることを踏まえ、ユニセフとUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）が、避難の過程で家族と離れ離れになった子どもの保護に関する共同声明を発表（3月7日）。関係国・機関に対し、▽このような子どもの入国を認めること、▽入国後、直ちに身元確認と登録を行なうこと、▽このような子どもの安全を確保したうえで、家族との再会が子どもにとって最善の利益となる場合には可能なかぎりそのためのあらゆる努力を行なうことなどを求めた。ユニセフは、公的機関と援助関係者に向けて、ウクライナ内外の子どもの避難民・難民を保護するための指針も発表している（3月10日付）。ENOC（3月16日）、欧州の子ども関係団体で構成されるネットワーク組織Eurochild（3月18日）なども、EUおよびEU加盟国に対し、このような子どもの保護を求める声明を相次いで発表した。（3月19日投稿）

■国連人権理事会、「子どもの権利と家族再統合」についての全日討議を開催

国連人権理事会が、恒例となっている「子どもの権利」についての全日討議で「子どもの権利と家族再統合」を取り上げた（3月9日）。この討議のために国連人権高等弁務官事務所が作成した報告書は、とくに▽国境を越えた移住の状況、▽武力紛争および▽対テロ措置の文脈における家族の分離と再統合に焦点を当て、「子どもが関わるすべての家族再統合案件に対し、子どもの権利にしたがい、積極的、人道的かつ迅速なやり方で対応すること」などを各国に勧告している。「恒久的かつ権利を基盤とする正規化のための仕組みが国内的枠組みに統合されなければならない、かつ、とくに子どもおよびその家族が目的地国において発展させてきた可能性がある永続的な情緒的・人的・経済的・社会的絆などの要因が考慮されるべきである」との指摘も行なわれている。（3月14日投稿）

■欧州評議会のランサローテ委員会、子どもの性的自撮り画像／動画に関する報告書を発表

欧州評議会「性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する条約」（ランサローテ条約）の実施状況を監視しているランサローテ委員会が、「情報通信技術（ICTs）によって容易にされる性的搾取・性的虐待からの子どもの保護：子どもの性的自撮り画像／動画が提起する課題への対応」と題する報告書を作成（3月10日付）。同委員会によるモニタリング活動に参加した10か国・306人の子どもたちの声も反映させながら、子どもの性的自撮

り画像／動画問題に対応するための一連の提言を行なった。法的枠組みとの関連では、▽自分自身の性的自撮り画像等の所持、同意に基づく私的利用のための性的自撮り画像等のシェアなどを理由に子どもを処罰しないこと、▽「児童ポルノ」に代えて「子どもの性的虐待表現物」（child sexual abuse material: CSAM）という用語を採用すること、▽あらゆる形態のグルーミング（性的目的での子どもの勧誘）の犯罪化を検討すること、▽子どもに対する性的強要に対処するための具体的な罪名を創設することなどが勧告・奨励されている。（4月11日投稿）

■フィリピンでインクルーシブ教育法が成立

フィリピンで、インクルージョン政策および障害のある学習者向けのインクルーシブ教育支援サービスの導入などについて定めた法律が、ドゥテルテ大統領の署名を得て成立（3月11日）。「障害のある学習者に対し、そのニーズに基づき、かつ自立生活および地域生活の準備につながる無償のかつ適切な早期・基礎的公教育ならびに支援および関連サービスを提供すること」などの目標を掲げ、そのために「インクルーシブ学習リソースセンター」を全国で設置・維持することを規定するもの。障害のある学習者を「ネグレクト、虐待、残酷な行為または搾取、いじめ、差別ならびに学習者の身体的・心理社会的ウェルビーイングおよび発達にとって有害なその他の行為または環境」から保護するための政策および実施指針を定めることも、教育相に対して義務づけられた。（3月17日投稿）

■子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表、国連人権理事会での報告の先立ち世界の子どもたちと対話

子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表が、国連人権理事会第49会期での年次報告の発表に先立ち、報告書の内容や自身の活動について世界の子どもたちと対話するオンラインイベントを開催（3月12日）。同特別代表が国連人権理事会への報告との関係でこのような対話の機会を持ったのはこれが初めて。イベントは、最初に特別代表が数分程度のプレゼンテーションを行なった後、子どもたちから出された質問に特別代表が答えるという形で1時間半にわたって開催された。今後、年2回の報告（国連人権理事会・国連総会）のたびに子どもたちとの対話を持つことを定例化したいとの意旨も表明された。（3月13日投稿）

■OECD、新型コロナ禍と若者に関する新たな報告書を発表

OECD（経済協力開発機構）が、若者を対象とする各国の新型コロナ対策を検証した報告書『若者への対応：政府はどのように若者を復興の中心に位置づけられるか』を発表（3月17日）。若者（15～29歳）が主導する72か国の151団体（OECD加盟国38か国中36か国の100団体を含む）から出された意見を踏まえたもの。▽若者団体がかつても懸念しているのは新型コロナ禍がメンタルヘルスに及ぼす影響であり、次いで教育・雇用関連の成果への影響、家族関係・友人関係への影響および個人の自由の制限であること、▽若者団体の多くは、新型コロナ禍における科学的エビデンスの活用や

リスクコミュニケーションのあり方については政府の対応に満足しているものの、公共サービスの提供のあり方についてはやや不満を持っていること、▽若者団体は、新型コロナ禍関連の措置に参加する機会が若者に与えられていないことについて懸念を有していることなどが明らかになった。（4月17日投稿）

■英国政府、「オンライン安全法案」を議会に提出

英国政府が「オンライン安全法案」を議会に提出（3月17日）。子どもにとって有害なコンテンツから子どもたちを保護することが大きな目的のひとつで、子どもたちがアクセスする可能性のあるプラットフォームに対し、リスク評価を実施したうえで、子どもたちの安全を脅かす違法な活動に対処するための対応をとることを義務づけようとするもの。一方、イングランドの子どもコミッショナーは法案提出の前日（3月16日）に勧告を発表し、オンラインの世界を子どもたちにとってより安全なものにするため、年齢確認の強化などの対応を促した。この勧告は、「オンライン安全法案をめぐる議論の中心に子どもたちの声を位置づけるための援助」を求めたデジタル・文化・メディア・スポーツ大臣と教育大臣の委嘱を受けてとりまとめられたもの。（3月21日投稿）

■国連の2つの人権条約委員会が障害のある子どもの権利に関する共同声明を発表

国連の子どもの権利委員会と障害者権利委員会が、障害のある子どもの権利に関する共同声明を発表（3月21日）。両委員会が2018年に設置し

た「障害のある子どもに関する合同作業部会」で作成に取り組んできたもの。▽3つの一般原則（差別の禁止／子どもの最善の利益／子どもの意見の尊重）、▽暴力、虐待および搾取の解消、▽インクルーシブ教育に対する権利、▽家族生活に対する権利について取り上げ、「交差差別」（intersectional discrimination）にも言及している。（3月20日・22日・23日投稿）

■ウェールズで体罰全面禁止法が施行される

ウェールズ（英国）で2020年1月28日に可決された体罰全面禁止法が3月21日に施行された。施行に先立ち、ウェールズ政府は子ども・家族局副局长名で通知（3月10日付、PDF）を发出して法律の趣旨をあらためて説明するとともに、さまざまな啓発資料を作成。3年後および5年後に法改正の効果に関する検証も行なわれる予定。（3月25日投稿）

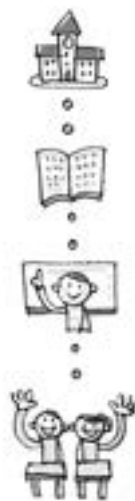
■ユネスコ、ウクライナ難民の子ども・学生に対する教育支援に関する調査結果を発表

ユネスコ（国連教育科学文化機関）が、ロシアによるウクライナ侵略の開始から1か月後に当たる3月24日、ウクライナ難民の子どもたちに対する教育保障の取り組み状況についての調査結果を発表。調査対象とされたのは欧州の29か国。▽多くの国は、移行支援を提供しながら、ウクライナ出身の子どもをできるだけ速やかに普通学校に統合しようとしていること、▽国によっては希望者を対象として自国語以外の言語（ウクライナ語など）による教育を提供している場合もあること、▽ウクライナ出身の学生が高等教

育にアクセスできるようにするための支援の意思も多くの国が表明していること、▽多くの国で言葉の壁や教職員不足が課題となっていることなどを明らかにした。今後も調査を継続していく予定。（4月23日投稿）

■国連・子どもの権利委員会、子どもの権利と環境に関する一般的意見についての子ども向けアンケートを開始

「とくに気候変動に焦点を当てた子どもの権利と環境」に関する一般的意見（26号）を作成中の国連・子どもの権利委員会が、子ども・若者（18歳未満）向けアンケートを開始（3月31日）。提出期限は6月30日）。今後、アンケートを踏まえた草案を作成・公開してあらためて意見募集を行なった後、2023年に採択することを目指している。（3月31日・4月1日投稿）





活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんふおめーしょん／子どもの人権連／NO.171

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2022年5月30日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／00180-8-18438 (子どもの人権連)

年会費 個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円